

大切にしたい あなたとの つながり



 秋田信用金庫

 秋田信用金庫

〒010-0921 秋田県秋田市大町三丁目3-18
フリーダイヤル 0120-345-112 FAX 018-823-5110
U R L ● <http://www.akishin.com> E-mail ● s1120000@facetoface.ne.jp



VEGETABLE
OIL INK
この冊子は再生紙と
植物油インキを使用
しています。



理事長
平野敬悦

皆様には、平素より秋田信用金庫をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では皆様方のご理解を一層深めていただくため、ここに「あきしんの現況ディスクロージャー2020」を発刊し、秋田信用金庫の2019年度の業績、経営、業務内容などをご紹介しますのでご覧賜りますようお願い申し上げます。

2019年度の日本経済は、輸出に関しては、世界経済の減速や米中貿易摩擦の激化を受け低迷し、国内の生産活動の停滞に繋がりました。国内の民間需要についても貿易摩擦を巡る不透明感の高まりから盛り上がりを欠いた状況で推移しました。こうした中で、災害復興需要や国土強靱化関係の公共投資がプラスに寄与し、低迷する輸出、力強さを欠く民間需要を下支えしてきましたが、新型コロナウイルスの世界的な蔓延で人と物の流れが麻痺し、株価が暴落、経済縮小が全国に広がっております。

秋田県経済は、消費税率引上げ、暖冬の影響に加え、年度末にかけては新型コロナウイルスの感染拡大から、国内・県内需要の減少や海外経済の影響等を背景に落ち込む業種が多くみられ、新型コロナウイルス感染症の終息時期が不透明な中、経済活動停滞の長期化が懸念されます。

こうした状況下、当金庫の2019年度決算は、長引く超低金利政策のもと、資金運用収益の減少に対し、資金調達費用の圧縮を図りましたが、経常利益は、信用コストの増加等により、前期比36百万円減少し168百万円となりました。当期純利益は、固定資産の減損及び法人税等調整額の計上等により前期比48百万円減少し117百万円となりました。

金融機関の健全性を示す自己資本比率は、利益計上等から自己資本額が増加しましたが、貸出金・有価証券ともリスク・アセットが増加したことから、前期比0.36ポイント低下し12.46%となりました。

不良債権比率（金融再生法開示債権比率）は、不良債権残高が減少したほか、貸出金残高の増加により前期比0.16ポイント改善し3.79%となりました。

今年度は中期経営計画の最終年度にあたり、地域の課題解決への支援や独自性・特性、強み（足で稼ぐ営業）をさらに強化し、今般の新型コロナウイルスの影響拡大に対する資金繰り支援に万全の対応を行うとともに、地域と自らの持続可能性を高めていくビジネスモデルの構築に取り組んでまいりますので、変わらぬご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

2020年7月

1 「あきしん」は 地域みなさまと共に

秋田信用金庫と地域社会	02
地域密着型金融の取組み	04
金融仲介機能のベンチマーク	07
あきしんこの1年	10



秋田信用金庫と地域社会



地域社会における当金庫の取組み

当金庫は、秋田市及び男鹿市・南秋田郡を主要営業地区として、地元の中小企業や住民の皆様が会員となってお互いに助け合い、お互いに地域の繁栄を図ることを目的として設立された相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金・積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民の皆様と連携し、地域経済の活性化、更には持続的発展に貢献できるよう努力いたしております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化芸術の発信・支援、環境保護、青少年健全育成等「街づくり、人づくり」に微力ながらもお役にたてるよう、日々取り組んでおります。



お客様

うち会員数
23,823人

出 資 金

12億10百万円

預金・積金

1,265億74百万円

法 人:	207億86百万円
個 人:	1,037億16百万円
金融機関:	9億36百万円
公 金:	11億34百万円



貸 出 金

683億95百万円

法人・個人事業主:	391億46百万円
個 人:	233億36百万円
地方公共団体:	59億11百万円

**安全かつ
効率的な資金運用**

貸出金以外の運用

626億54百万円

貸出金以外の運用

お客様からお預かりした資金の一部を、有価証券等で運用しております。
なお、有価証券については安全性を重視し、信用力の高い債券を中心に運用しております。

預 け 金：208億23百万円
有 価 証 券：407億 1百万円

* 預金積金に占める有価証券の割合：32.15%

大切にしたい あなたとのつながり

秋田信用金庫

常勤役員数：160名 店舗数：17店舗

2019年度の決算状況

業 務 純 益：3億95百万円
当 期 純 利 益：1億17百万円
自 己 資 本 比 率：12.46%

中小企業等支援業務
事業再生・中小企業金融円滑化を推進するため、取引先企業の経営改善に積極的に取り組んでいます。
(詳細は、P4～6をご覧ください。)

環境自主行動計画の推進

当金庫は、2005年6月、資源保護や大気汚染・温暖化防止などの環境問題の重要性を充分認識し、環境に配慮しながら、地域社会の一員としてその社会的責任を果たしていくため、「環境自主行動計画」を制定いたしました。
2019年度は、クールビズ・ウォームビズ・古紙配合率70%以上のコピー用紙の使用などに取り組みました。

地域貢献活動

地域密着型金融の推進

地域とのつながりを強めるため、種々の取組みを展開しています。
(詳細は、P10～14をご覧ください。)

地域密着型金融の取組み

1 新型コロナウイルス感染症に係る取組み

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客様からの融資等のご相談に対応するため、2020年2月12日、全営業店に特別相談窓口を設置し、法人及び個人事業主の方を対象とした対策融資の取扱いを開始しました。

秋田県においても3月6日に新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認され、県内での感染拡大が懸念される状況となり、影響拡大に伴う不測の事態に対応するため、3月9日、本部内に「緊急対策本部」を設置しました。

4月には、相談窓口受付時間の延長（午前9時～午後5時30分まで）を実施し、また、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客様からの融資等のご相談受付体制を拡充するため、5月2日から5月6日の大型連休中、「休日相談窓口（本店、土崎支店、船越支店、五城目支店）」を、5月2日から5月31日の土日祝日に「休日電話相談窓口（本部）」を設置しました。

当金庫では引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大により、直接または間接的に影響を受けられた中小事業者・個人事業主及び個人の皆様の相談対応や金融支援に努めてまいります。

2 経営改善支援の取組み実績

当金庫では、経営不振に陥っている取引先企業に対して、経営改善計画策定のための支援及び経営改善実行のための助言及び進捗管理を行うことにより、取引先企業の業績向上、経営安定化及び事業継続に資することなどのコンサルティング機能強化を目的として、経営改善支援取組規程を策定・施行しております。同支援規程では、支援企業の選定基準、経営改善への取組方法及びモニタリングの方法などを規定しているほか、著しく経営改善状況が芳しくない取引先については常務会へ報告することとしております。

2019年度においても36先を選定し、「経営改善計画のモニタリング報告書」等により、計画の進捗状況や今後の支援状況等を、営業店及び本部担当部署が一体となって管理しております。

2019年度の中小企業に対する経営改善支援の取組み実績は、下表のとおりとなっております。

【2019年4月～2020年3月】

（単位：先数）

	期初債務者数 A	うち			αのうち再生 計画を策定し た先数 δ	経営改善支援 取組み率 = α / A	ランクアップ率 = β / α	再生計画策定率 = δ / α
		経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末に債務 者区分がランクアップ した先数 β	αのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先数 γ				
正常先 ①	857	-	-	-	-	-	-	
その他要注意先 ②	424	27	-	25	6.4%	-	48.1%	
要管理先 ③	2	-	-	-	-	-	-	
破綻懸念先 ④	72	9	2	7	12.5%	22.2%	-	
実質破綻先 ⑤	51	-	-	-	-	-	-	
破綻先 ⑥	6	-	-	-	-	-	-	
小計 ②～⑥	555	36	2	32	6.5%	5.6%	36.1%	
合計	1,412	36	2	32	2.5%	5.6%	36.1%	

注) ● 期初債務者数及び債務者区分は2019年4月初時点まで整理しております。
● 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
● βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
● なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるものβに含めません。
● 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めます。
● 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
● 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めません。
● γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
● みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
● 「再生計画を策定した先数」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「R C Cの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

3 地域密着型金融推進事項

(1) 本業支援

● ビジネスマッチング等への参加

ア. 2019年7月11日開催（会場：秋田テルサ）の「秋田県産食材マッチング商談会」には当金庫取引先13社が出展しました。

イ. 2019年10月7日、8日開催（会場：東京国際フォーラム）の「2019よい仕事おこしフェア」には当金庫取引先2社が出展し、商談等を行いました。

ウ. 2019年11月7日開催（会場：夢メッセみやぎ）の「ビジネスマッチ東北2019」には当金庫取引先11社とバイヤー2社が参加しました。取引先のうち6社がバイヤー13社と商談等を行いました。



(2) 経営改善支援

① 取引先企業の本部ヒアリング

資金繰りや業況の把握及び経営指導を目的に1996年度より、取引先企業の代表者及び経理担当の方々と当金庫融資部・営業店役職員が面談し、経営全般についてのヒアリングを実施しております。2019年度は10社に対して実施しました。

定期的ヒアリングの実施によりヒアリング先企業では自社の資金繰り管理や業況管理を綿密に行うようになるほか、経営者の経営改善に対する意識改革にもつながってきております。

② 「あきしん経営塾」の開催

若手経営者及び企業後継者の自己啓発を支援し、取引先企業の発展に寄与すること等を目的として、2006年6月から開講している「あきしん経営塾」は2019年度も20名が受講しました。講義内容を受講者に理解しやすくしたほか、後半に受講生の発表時間を設けることで、コミュニケーションが図られました。

また、後継経営者等と共に学び、地域経済の発展に貢献することを目的として、当金庫職員2名が参加しております。



③ 外部専門家の活用

ア. 秋田県よろず支援拠点出張相談会

本相談会は、よろず支援拠点のコーディネーターが当金庫の営業店（本店・土崎支店・天王支店・五城目支店）に出向き取引先の相談を受けるもので、相談内容は販路拡大・原価管理・補助金・経営改善全般等と多岐にわたり、2019年度の相談者数は39先となりました。

イ. 公認会計士による企業相談会

本相談会は、公認会計士が、当金庫取引先の社長または経理担当者等と1先について2時間程度、直接ヒアリングしながら財務内容を分析するとともに、経営改善等について助言を行う取組みです。ヒアリングの内容に基づき、財務分析結果や改善事項等をまとめたものを公認会計士から文書で報告してもらい、取引先に還元しています。

また、2019年度の経営改善・販路拡大・事業承継等の内容で、相談件数は26先となりました。

ウ. 秋田県事業引継支援センター・秋田県事業承継相談センター

取引先企業の事業承継支援を各センターと連携し実施しており、相談先は27先となりました。

④ 秋田県中小企業支援ネットワーク会議へ参加

2012年4月に各関係省庁（内閣府・金融庁・中小企業庁）より示された、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」における『各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、金融機関、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築』を踏まえ、秋田県においても、秋田県信用保証協会が中心となり「中小企業支援ネットワーク会議」を開催、「集中支援ワーキンググループ（以下WGという）」「事業承継WG」「情報化推進WG」と三つのWGを強化しており、2019年度当金庫は、各WG会議へ、延べ7回出席しました。

(3) 創業支援

① 「あきしん創業ローン」等創業融資による支援

2015年7月より、地域の開業率向上及び雇用創出を目的に、秋田県信用保証協会及び日本政策金融公庫と連携し、「あきしん創業ローン」を発売しました。2019年度「あきしん創業ローン」の実行は11件48百万円となり、その他創業融資は、16件の194百万円となりました。

② 「あきた創業サポートファンド」による創業支援

近年、従来からの創業支援補助金や創業融資制度に加え、直接金融による創業支援金融制度が注目され求められていることから、ファンド運営や直接金融による創業支援のノウハウがあるFVC Tohoku株式会社と当金庫のテリトリーである秋田周辺広域市町村圏の各自治体と連携し、2015年10月1日標記ファンドを設立しました。

2019年度は、3社に対し11百万円を投資実行したほか（累計12社、58百万円）、既投資実行先のモニタリング活動や職員向け創業支援研修、個別相談会、各種セミナー・フォーラムへの参加等を実施しました。

④ 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2019年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は92件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は5.3%、保証契約を解除した件数は6件となりました。

金融仲介機能のベンチマーク

金融仲介機能の質を一層高めていくため、金融機関自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価するための指標として、2016年9月に金融庁が「金融仲介機能のベンチマーク」（以下、「ベンチマーク」という。）を策定・公表しております。

当金庫では、金融庁から公表された共通5項目、選択50項目からなる55項目のベンチマークの中から選択した共通3項目、選択22項目を当金庫における経営上の重要指標と位置づけ、取組みを強化することとしております。

① 共通ベンチマーク

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：2020年3月31日
取引先企業の経営改善や成長力の強化	当金庫がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数（先数は、グループベース）、及び、同先に対する融資額の推移	メイン先数	583先
		メイン先の融資残高	142億円
		売上または就業者数が増加するなど経営指標等が改善した先数	322先
取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上	当金庫が関与した創業、第二創業の件数	経営指標等が改善した先の融資残高	83億円
		創業件数	27件
担保・保証依存の融資姿勢からの転換	当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合（先数単体ベース）	「事業性評価に基づく融資」 ^(※) を行っている与信先数	774先
		上記計数の全与信先数に占める割合	53.9%
		「事業性評価に基づく融資」 ^(※) を行っている与信先の融資残高	255億円
		上記計数の全与信先の融資残高に占める割合	65.2%

(※) 事業性評価に基づく融資

企業の財務分析、将来キャッシュフロー及び資金繰り状況の推計等による定量的評価のみに依存することなく、企業への訪問やヒアリングにより事業の独自性・創造性・将来性、地域社会における事業継続の必要性及び経営者の事業運営に対する意欲・創意工夫等の定性面をも踏まえて事業内容を評価するとともに、担保・保証に必要以上に依存しない融資をいいます。

② 選択ベンチマーク

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：2020年3月31日		
			2020/3	2019/3	2018/3
地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション	全取引先数の推移 メイン取引（融資残高1位）先数の推移、及び全取引先数に占める割合（先数単体ベース）	全取引先数	1,435先	1,436先	1,477先
		メイン取引（融資残高1位）先数の推移	583先	557先	557先
		全取引先数に占める割合	40.6%	38.8%	37.7%

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：2020年3月31日		
			地元中小与信先数①	無担保融資先数②	②/①
事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資	事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数、及び、左記のうち、労働生産性向上のための対話を行っている取引先数	事業性評価の結果を示して対話を行っている取引先数	774先		
	地元の中小企業と信先のうち、無担保与信先数、及び、無担保融資額の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業融資における無担保融資先数（先数単体ベース）、及び無担保融資額の割合	1,410先	1,232先	87.4%
			263億円	188億円	71.5%
	地元の中小企業と信先のうち、根拠当権を設定していない与信先の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業と信先のうち、根拠当権を設定していない与信先の割合	1,410先	1,169先	82.9%
			1,410先	30先	2.1%
	中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合	中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合	263億円	86億円	0円
			1,435先	88先	6.1%
経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合	「経営者保証に関するガイドライン」 ^(注1) の活用先数、及び、全与信先数に占める割合	1,435先	88先	6.1%	
本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	本業（企業価値の向上）支援先数、及び、全取引先数に占める割合	ビジネスマッチングへの出店先や「秋田県よろず支援拠点」 ^(注2) 等での販路拡大の相談をした先数及び全取引先数に占める割合	1,435先	59先	4.1%
	本業支援先のうち、経営改善が見られた先数	本業支援先のうち、売上または就業者数が増加するなど経営改善が見られた先数	26先		
	ソリューション提案先数及び融資額、及び、全取引先数及び融資額に占める割合	本業支援・経営計画策定支援・創業支援・販路開拓支援・事業承継支援等ソリューション提案先数、及び、同先の全取引先数に占める割合	1,435先	126先	8.8%
			391億円	25億円	6.4%
	メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている先の割合	メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている先の割合	586先	72先	12.3%
創業支援先数（支援内容別）	創業期の取引先への融資（創業計画の策定支援、信用保証付、ベンチャー企業への投資）	0先	22先	0先	

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：2020年3月31日		
			地元	地元外	海外
本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別）	販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別）	34先	0先	0先
	ファンド（創業・事業再生・地域活性化等）の活用件数	「あきた創業サポートファンド」 ^(注3) の活用件数	12先		
	事業承継支援先数	事業承継支援先数	33先		
	事業再生支援先における実抜計画策定先数、及び、同計画策定先のうち未達成先の割合	事業再生支援先における「実抜計画」 ^(注4) 策定先数、及び同計画策定先のうち未達成先の割合	11先	3先	27.3%
	事業再生支援先におけるDES・DDS・債権放棄を行った先数、及び、実施金額（債権放棄額にはサービス等への債権譲渡における損失額を含む）	事業再生支援先における「DDS」 ^(注5) を行った先数、及び、実施金額	1先	0億円	
迅速なサービスの提供等顧客ニーズに基づいたサービスの提供	運転資金に占める短期融資の割合	運転資金に占める短期融資の割合	321億円	96億円	29.9%
	他の金融機関及び中小企業支援施策との連携	REVIC、中小企業再生支援協議会の利用先数	「秋田県中小企業再生支援協議会」 ^(注6) の利用先数	0先	
取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数		取引先の販路開拓等に係る「秋田県よろず支援拠点」 ^(注2) 等の活用先数	34先		
取引先の本業支援に関連する他の金融機関、政府系金融機関との連携・連携先数		取引先の本業支援のため、政府系金融機関と提携・連携した先数	2先		

用語の説明

（注1）経営者保証に関するガイドライン

経営者の個人保証について、①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと、②多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決定した際に一定の生活費を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることを検討すること、③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること、などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、思いきった事業展開や、早期事業再生等を応援するガイドラインです。

（注2）秋田県よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者のための経営相談所として、売上拡大、経営改善など経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しています。

（注3）あきた創業サポートファンド

地方創生の必要性や推進に注目が集まる中で、その有力な手段である「創業」の活性化を目的に、当金庫のほか秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村の秋田周辺広域市町村圏の各自治体等の出資により、2015年10月に設立しました。当ファンドはその主要な役割として、資金供給に加え創業とその後の事業推進をスムーズなものとし、継続的な成長につなげることを狙いとして、投資先企業への経営関与を最重視しています。

（注4）実抜計画

実現可能性の高い、抜本的な経営再建計画のことです。

（注5）DDS

金融機関からの既存の借入金を、返済順位の低い「劣後ローン」に転換した借入金です。資金繰りの安定や利息の軽減が図られます。

（注6）秋田県中小企業再生支援協議会

厳しい経営環境にある中小企業に対し、事業再生の支援をすることを目的とし、東北経済産業局の委託を受け設置された公的な機関です。

あきしんこの1年



2019年

8月

秋田竿燈祭りに「スポンサー竿燈」として参加

地域貢献の一環として「柳町」(大町4丁目)へ、今年もスポンサー竿燈として参加しました。当金庫職員からも16名が参加し、会場の皆様から大きな声援をいただきました。



「秋田信用金庫理事長杯 第33回日本海ゲートボール親善大会」開催

8月23日、「秋田信用金庫理事長杯第33回日本海ゲートボール親善大会」をOGAマリンパーク球技場にて開催しました。県内外から14チームが参加し、由利本荘市のタッチが優勝しました。

「第23回あきしん杯争奪少年サッカー大会」開催



8月31日、9月1日、9月7日、9月8日の4日間、「第23回あきしん杯争奪少年サッカー大会(兼第49回秋田市秋季少年サッカー大会)」を開催し、仁井田レッドスターズ SSSが優勝しました。

あきしん北地区ゆとり倶楽部親睦旅行

あきしん北地区ゆとり倶楽部の親睦旅行(新潟寺泊岬温泉への旅)を9月12日、13日の日程で開催しました。



9月

脇本支店の統合

1958年の開設以来ご愛顧いただいております脇本支店について、建物の老朽化が著しいほか、営業エリアである脇本・船越地区の人口減少や店舗を取巻く環境の変化等を考慮し、9月20日の営業をもって閉店し、9月24日付で船越支店に統合しました。

10月

全国健康保険協会秋田支部との「健康経営の推進に向けた連携・協力に関する協定」の締結

10月1日、秋田県内の中小企業等における健康経営の取組支援と、地域社会の健康増進及び県内事業所の発展を目的として、全国健康保険協会秋田支部と「健康経営の推進に向けた連携・協力に関する協定書」を締結しました。「健康経営宣言事業所」の認定をうけた事業所及びその従業員様を対象に貸出金利優遇を実施することとしております。

全国健康保険協会秋田支部との連携により、地域社会の健康と県内事業所の発展に寄与してまいります。

あきしん中央地区ゆとり倶楽部親睦旅行

あきしん中央地区ゆとり倶楽部の親睦旅行(康楽館と十和田湖遊覧の旅)を10月3日、4日の日程で開催しました。



あきしん文化講演会



10月16日、噺家の古今亭菊之丞さんとお笑い芸人のひろきさんによる「あきしん寄席」を行い、会員ら340人が楽しみました。あきしん文化講演会は1993年から毎年行っており、今回で31回目となりました。

10月

他県信用金庫団体旅行誘致の取組み

当金庫では、他県信用金庫の団体旅行誘致などによる地域経済活性化への貢献を目的に、2016年12月に秋田県と「地域経済活性化に関する包括連携協定」を締結し、これまで首都圏の信用金庫などの旅行担当者を招いて秋田県の観光モデルコース視察旅行（ファムツアー）を実施したほか、フォローアップとして東京の信用金庫にも足を運んで観光誘致に努めてきました。また、2019年3月には男鹿市と「地域経済活性化連携協定」を締結し、6月下旬には男鹿市が発行した男鹿観光パンフレットを全国の信用金庫に送付するなどの取組みを行っております。

これらの結果、10月には広島信用金庫、昭和信用金庫（東京）及び東栄信用金庫（東京）の団体旅行客400名以上が秋田を訪れ、当金庫役職員も旅行客の迎えをしました。



11月

2019年度総代懇談会開催

11月13日、総代懇談会を開催し、仮決算の状況等を報告しました。

2019年度第2回モニター会議開催

11月21日、2019年度第2回目のモニター会議を開催し、仮決算の状況等を報告しました。

マルチQRコード決済サービス「StarPay Aplus」の加盟店契約取次業務開始

10月から開始されたキャッシュレス・消費者還元事業に向けた取り組みとして、12月16日より株式会社アプラスが提供するマルチQRコード決済サービス「StarPay Aplus」の加盟店取次業務を開始しました。

当金庫では、マルチQRコード決済サービスを提供することで、引き続き、地域に根ざしたキャッシュレス化の推進により地域経済の活性化に貢献してまいります。

12月

2020年

1月

「三吉梵天祭」への参加

1月17日、地域貢献の一環として、昨年に続き太平山三吉神社の「三吉梵天祭」へ当金庫職員9名が参加し、梵天を奉納しました。

第39回信用金庫PRコンクール入賞

第39回信用金庫PRコンクール（169信用金庫参加）のカレンダー部門において、当金庫の2020年のカレンダーが優秀賞を受賞しました。



2月

男鹿市との地域経済活性化連携協定に基づく取組み

第2期地方版総合戦略策定に向けた取り組みとして、「地域経済活性化連携協定」を締結した男鹿市に対して、信金中央金庫と連携し、第1期地方版総合戦略のKPI検証・分析や類似性の高い地方自治体の抽出及び取組事例等の分析を行い、第2期地方版総合戦略に向けて、信用金庫として協働で実施したい施策の提案や、当該戦略の中で連動して実施していきたい取組施策の提案等を行いました。

また、男鹿市・男鹿市商工会の後援により、デジタルを活用したマーケティング手法や効率的な働き方を提案し、生産性向上の実現を図ることを目的として、男鹿市周辺の中小事業者を対象として「Grow with Google」を活用したデジタルスキル向上セミナーを開催しました。

あきしん会の地域貢献活動

「あきしん会」は地域貢献活動の一環として、1995年から毎年、福祉施設に車イス等の備品購入の助成金10万円を寄付しています。2020年は男鹿市の社会福祉法人「富永会」が贈呈先に選定され、2月6日贈呈式を行いました。



2月

あきしん特選旅行

あきしん特選旅行「ハワイ島5日間」を2月10日～14日の日程で開催しました。「世界遺産」キラウエア火山、ワイピオ溪谷、レインボー滝等の観光を堪能して頂きました。



「人材採用支援」に関する業務提携

2月27日、総合人材サービスのパーソルホールディングス株式会社と業務提携を締結しました。本業務提携は、パーソルグループ各社の人材紹介や人材派遣等の各種採用支援サービスを、全国の信用金庫を通じ、中小企業の採用支援のため提供するものです。お客様企業が抱える経営課題・採用課題に合わせて、パーソルグループの人材総合サービスを包括的に提供することで、秋田エリアの中小企業の人手不足解消の一助となることを目指します。

また、3月2日より、信用金庫の中央機関である信金中央金庫と連携し、ベトナム人材の活用を支援するための業務を開始しました。昨年10月、信金中央金庫は、ベトナムの大手人材送出国・エスハイ社と業務提携契約を締結。ベトナム人材活用を希望している取引先企業に対しエスハイ社を紹介し、良質な技能実習生・特定技能人材・高度外国人材の活用を支援することとしております。

4月

秋田信用金庫 入庫式

今年は11人の新入職員が入庫しました。お取引先の皆様にもご指導いただきながら、一日も早く独り立ちし皆様のお役に立てるよう育成してまいります。



6月

信用金庫の日

全国の信用金庫では、信用金庫法が1951年6月15日に施行されたことから、毎年6月15日を「信用金庫の日」と定め、信用金庫が地域社会で果たしている役割を広く国民一般の方々に正しく理解いただく機会として、積極的な取り組みを展開しております。

2 あきしんの自己紹介

経営理念、沿革、組織図、役員氏名	16
店舗一覧	18
金庫の主要な事業の内容	20
信金中央金庫	21
2019年度の事業概況	22
総代会について	24
リスク管理体制	29
コンプライアンス（法令等遵守）への取組み	30
金融ADR制度への対応	31
役職員の報酬体系の開示	33
リスク管理債権・金融再生法に基づく開示事項	34
営業のご案内	36

経営理念

「あきしん」は地域に親しまれ、信頼される金融機関をめざしてまいります。

共生

地域の人々との対話の中で共感の和を広げ、「共に生きる」を第一とします。

信頼

常に幅広い知識で親身に相談に対応できる職員の教育に努め、日々の行動をもって信頼を築きあげます。

変革

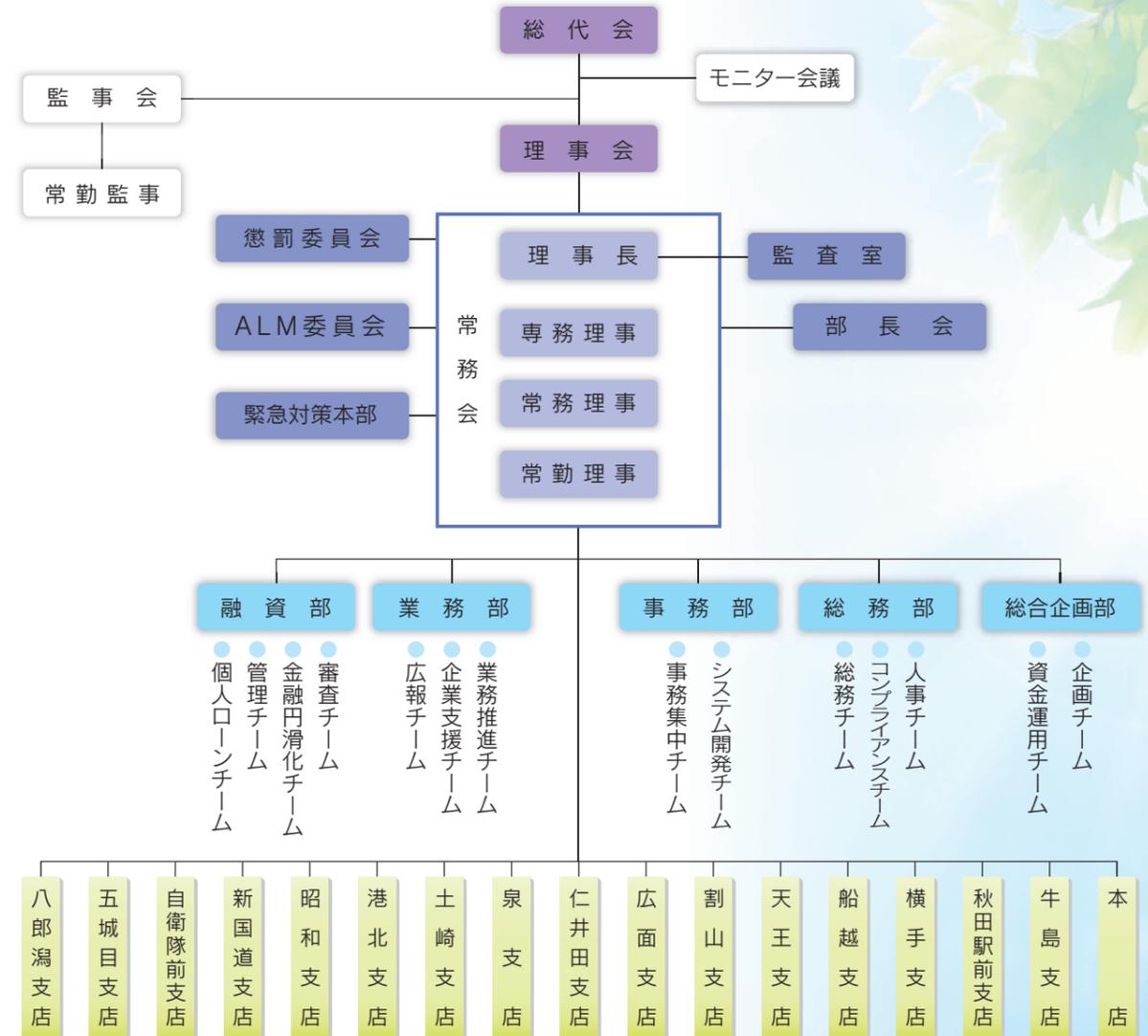
時代の変化「いま」を豊かな感性で受けとめ常に創意工夫、意識改革をもって新しい発想で積極的に業務に取り組みます。

沿革

- 1911年 3月 信用事業を単営として、産業組合法による有限責任秋田共益信用組合設立。
本店所在地 秋田市茶町梅の町1番地
- 1942年 6月 牛島支店 開設
- 1943年 4月 組織変更により秋田共益信用組合となる。
- 1949年 6月 秋田駅前支店 開設
- 1950年 4月 組織変更により秋田信用組合となる。
- 1951年 1月 船越支店 開設
- 10月 組織変更により秋田信用金庫となる。
- 1952年 11月 横手信用組合の事業全部を譲り受け、横手支店を開設。
- 1954年 10月 南通り支店 開設
- 1958年 8月 脇本支店 開設
- 1961年 1月 本店新築移転（現在地）
- 1963年 11月 川尻支店 開設
- 1973年 7月 天王支店 開設
- 1976年 9月 割山支店 開設
- 1979年 12月 土崎支店 開設
- 1980年 12月 広面支店 開設
- 1983年 11月 仁井田支店 開設
- 1995年 4月 土崎信用金庫と合併
8月 合併により生じた重複隣接店（中通り支店、土崎支店、仁井田中央支店）の統廃合を実施。
- 1996年 4月 ジョイフルシティ男鹿出張所 開設（ATMコーナー）
7月 横手市役所出張所 開設（ATMコーナー）
- 1997年 3月 秋田駅前出張所 開設（ATMコーナー）
- 1998年 9月 將軍野支店 廃止
10月 泉支店 開設
將軍野出張所 開設（ATMコーナー）
- 1998年 10月 秋田駅前支店にローンプラザを設置
- 1999年 7月 飯島支店 廃止
飯島出張所 開設（ATMコーナー）
- 2000年 4月 秋田駅前支店ローンプラザの取扱い業務を拡大し、土・日営業センターを開設
- 2001年 6月 創業90周年記念式典挙行
- 2002年 5月 イオン秋田ショッピングセンター出張所 開設（ATMコーナー）
7月 秋田県中央信用組合の事業譲受
男鹿出張所 開設
9月 ナイス仁井田南店出張所 開設（ATMコーナー）
10月 土崎支店が地元病院との併合店舗として新装オープン
12月 秋田市民市場出張所 開設（ATMコーナー）

- 2003年 10月 五城目信用金庫と合併
- 2004年 7月 秋田拠点センターアルヴェ出張所 開設（ATMコーナー）
10月 新国道支店 新装開店
- 2005年 4月 秋田駅前支店に土・日相談センターを開設。
9月 南通り支店・飯島支店（旧五城目信金）廃止
飯島北出張所開設（ATMコーナー）
イオン秋田ショッピングセンター出張所・將軍野出張所 廃止（ATMコーナー）
- 10月 自衛隊前支店 新装開店
- 2007年 7月 本店新築 営業開始
- 2008年 4月 本店・別館グランドオープン
9月 横手市役所出張所 廃止（ATMコーナー）
10月 ジョイフルシティ男鹿出張所 廃止（ATMコーナー）
12月 船越支店スーパーセンターアマノ男鹿店出張所 開設（ATMコーナー）
- 2009年 4月 土・日相談センター 廃止
- 2010年 9月 川尻支店 廃止、本店川尻出張所 開設（ATMコーナー）
割山支店 新装開店
飯島北出張所 廃止（ATMコーナー）
6月 創業100周年記念式典挙行
- 2012年 6月 秋田拠点センターアルヴェ出張所 廃止（ATMコーナー）
7月 エリアなかいち出張所 開設（ATMコーナー）
9月 若美支店 廃止、船越支店若美出張所 開設（ATMコーナー）
- 2013年 4月 八郎潟支店 新装開店
- 12月 仁井田支店 新装開店
- 2014年 9月 男鹿出張所 廃止、船越支店男鹿出張所 開設（ATMコーナー）
11月 牛島支店 新装開店
- 2015年 3月 本店川尻出張所 廃止（ATMコーナー）
5月 天王支店潟上市役所出張所 開設（ATMコーナー）
- 2016年 4月 港北支店 新装開店、港北支店飯島出張所 廃止（ATMコーナー）
5月 本店秋田市役所出張所 開設（ATMコーナー）
- 2018年 11月 船越支店 新装開店
- 2019年 9月 脇本支店 廃止
船越支店 脇本出張所開設（ATMコーナー）

秋田信用金庫組織図



理事・監事の氏名及び役職名

理事長 (代表理事)	平野 敬悦	非常勤理事	小玉真一郎(※1)	常勤監事	菅原 徹
専務理事 (代表理事)	柴田 卓	非常勤理事	木村 繁(※1)	非常勤監事	加藤 永久
常務理事 (総合企画部長)	菊地 孝浩	非常勤理事	西村 幸彦(※1)	非常勤監事	三浦 清(※2)
常務理事 (融資部長)	菅原 浩				
常勤理事 (総務部長)	金子 尚志				
常勤理事 (監査室長)	五十嵐順一				

※1 理事 小玉真一郎、木村 繁、西村 幸彦は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 三浦 清は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

〈あきしん〉店舗一覧

本店

〒010-0921
秋田市大町三丁目3-18
TEL 018-823-5116
FAX 018-823-5117

牛島支店

〒010-0062
秋田市牛島東一丁目2-5
TEL 018-833-3434
FAX 018-832-8104

秋田駅前支店

〒010-0921
秋田市大町三丁目3-18
本店隣別館内(仮店舗)
TEL 018-832-2140
FAX 018-832-8109

割山支店

〒010-1605
秋田市新屋勝平町3-30
TEL 018-863-8100
FAX 018-824-3326

広面支店

〒010-0041
秋田市広面字樋ノ沖15-1
TEL 018-832-5551
FAX 018-832-5552

仁井田支店

〒010-1427
秋田市仁井田新田二丁目16-3
TEL 018-839-7555
FAX 018-839-7551

新国道支店

〒010-0962
秋田市八橋大畑一丁目3-44
TEL 018-863-3315
FAX 018-863-3318

泉支店

〒010-0916
秋田市泉北二丁目10-1
TEL 018-867-2271
FAX 018-867-2273

土崎支店

〒011-0946
秋田市土崎港中央一丁目17-23
TEL 018-845-0131
FAX 018-846-6217

港北支店

〒011-0941
秋田市土崎港北七丁目2-43
TEL 018-845-0178
FAX 018-845-3411

自衛隊前支店

〒011-0942
秋田市土崎港東四丁目6-47
TEL 018-845-1151
FAX 018-845-1153

横手支店

〒013-0022
横手市四日町4-27
TEL 0182-32-6380
FAX 0182-32-6377

船越支店

〒010-0341
男鹿市船越字内子97
TEL 0185-35-3011
FAX 0185-35-3012

天王支店

〒010-0201
潟上市天王字上江川47-406
TEL 018-878-3135
FAX 018-878-5316

昭和支店

〒018-1401
潟上市昭和久保字堤ノ上91
TEL 018-877-4120
FAX 018-877-4123

五城目支店

〒018-1793
南秋田郡五城目町字下夕町64
TEL 018-852-2115
FAX 018-852-2117

八郎湯支店

〒018-1612
南秋田郡八郎湯町字屋根下93-2
TEL 018-875-2544
FAX 018-875-4424



▶店舗外ATM

- 本店 秋田市役所出張所
秋田市山王一丁目1-1
- 秋田駅前支店 秋田駅出張所
秋田市中通七丁目1-2 トピコ内
- 秋田駅前支店 秋田市民市場出張所
秋田市中通四丁目7-35
- 秋田駅前支店 エリアなかいち出張所
秋田市中通一丁目4-3
なかいち商業・駐車場棟1F
- 仁井田支店 ナイス仁井田南店出張所
秋田市仁井田本町五丁目6-6
- 船越支店
スーパーセンターアマノ男鹿店出張所
男鹿市船越字内子156
- 船越支店 若美出張所
男鹿市角間崎字家の下330
- 船越支店 男鹿出張所
男鹿市船川港船川字新浜町6
- 船越支店 脇本出張所
男鹿市脇本字段ノ越6-8-2
- 五城目支店
イオンスーパーセンター五城目店出張所
南秋田郡五城目町大川字西野田屋前138
- 天王支店 潟上市役所出張所
潟上市天王字棒沼台226-1



金庫の主要な事業の内容

▶ 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

▶ 貸出業務

手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越を取扱っております。

▶ 為替業務

内国為替業務として送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

▶ 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債及びその他の証券に投資しております。

▶ 附帯業務

日本銀行歳入代理店業務、地方公共団体の公金取扱業務、株式払込金の受入代理業務及び株式配当金・公社債元利金の支払代理業務、日本政策金融公庫等の代理貸付業務、信金中央金庫の信託契約代理業務、保護預かり及び貸金庫業務、有価証券の貸付、債務の保証、公共債の引受、国債の窓口販売、保険業務、スポーツ振興くじの払戻業務等を取扱っております。



信金中央金庫 ~信用金庫のセントラルバンク~

信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として1950年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、2020年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約33兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



個別金融機関としての役割

- ▼ 総合的な金融サービスを提供する金融機関
信金中金グループとして
総合的な金融サービスを提供
- ▼ わが国有数の機関投資家
約39兆円にのぼる巨大な運用資産
- ▼ 地域社会に貢献する金融機関
地公体向け融資・PFI・代理貸付など

信用金庫のセントラルバンクとしての役割

- ▼ 信用金庫の業務機能の補完
中小企業金融等のサポート、業界ネットワークを活用した信用金庫取引先支援、市場関連業務や決済業務、人材育成のサポート等
- ▼ 信用金庫業界の信用力の維持・向上
経営相談、A L M・リスク管理支援、情報提供等

総合力で地域金融をバックアップ

- 信金中金グループ
- 信託・証券業務
 - しんきん証券(株)
 - 信金インターナショナル(株)
 - 金融関連業務
 - しんきんアセットマネジメント投信(株)
 - 信金ギャランティ(株)
 - 信金キャピタル(株)
 - その他業務
 - (株)しんきん情報システムセンター
 - 信金中金ビジネス(株)

邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ (Moody's)	A1
スタンダード&プアーズ (S&P)	A
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

2020年6月末現在



2019年度の事業概況

● 当金庫を取り巻く環境について

2019年度の日本経済は、輸出に関しては、世界経済の減速や米中貿易摩擦の激化を受け低迷し、国内の生産活動の停滞に繋がりました。国内の民間需要についても貿易摩擦を巡る不透明感の高まりから盛り上がりを欠いた状況で推移しました。こうした中で、災害復興需要や国土強靱化関係の公共投資がプラスに寄与し、低迷する輸出、力強さを欠く民間需要を下支えしてきましたが、新型コロナウイルスの世界的な蔓延で人と物の流れが麻痺し、株価が暴落、経済縮小が全国に広がっております。

秋田県経済は、消費税率引上げ、暖冬の影響に加え、年度末にかけては新型コロナウイルスの感染拡大から、国内・県内需要の減少や海外経済の影響等を背景に落ち込む業種が多くみられ、新型コロナウイルス感染症の終息時期が不透明な中、経済活動停滞の長期化が懸念されます。

● 当金庫の決算概況について

当金庫の2019年度決算は、預金は、個人定期預金及び一般法人預金の減少等から前期比1,446百万円減少し126,574百万円となりました。貸出金は、事業譲渡（2社）による繰上完済等が発生しましたが、金融機関向けや地公体向け貸出金、再生可能エネルギー向け貸出金の取り組みにより前期比1,813百万円増加し68,395百万円となりました。

収益面では、貸出金利回り低下による貸出金利息の減少等から資金運用収益が減少しましたが、債券の売却益等の有価証券関連収益の増加等から、前期比140百万円増加し2,324百万円の計上となりました。一方、費用面では、預金利息の減少や経費の削減に取り組みましたが、信用コスト及び保証協会貸出の責任共有制度に係る負担金の増加等により、前期比176百万円増加し2,155百万円の計上となりました。この結果、経常利益は、前期比37百万円減少し168百万円の計上となり、当期純利益は、固定資産の減損費用の発生や繰延税金資産の取崩し等から、前期比48百万円減少し117百万円となりました。

自己資本比率は、利益計上等から自己資本額が増加しましたが、貸出金・有価証券ともリスク・アセットが増加したことから、前期比0.36ポイント低下し12.46%となりました。また、不良債権比率は、債務者区分のランクアップや債権の償却・売却の実施等により不良債権残高が減少したほか、貸出金残高の増加により前期比0.16ポイント改善し3.79%となりました。

● 今後の方針について

当金庫は、「地域のために存在し地域を守り続ける」という確固たる信念のもと、地域において長年にわたり積み重ねてきた経験と知見、さらには業界としての総合力を最大限に活かして、地域のお客様が抱えている様々な課題と真摯に向き合い、地域経済・社会の発展に資する取り組みを地道に行ってまいりました。

中期経営計画の最終年度となる2020年度は、地域の課題解決への支援や独自性・特性、強み（足で稼ぐ営業）をさらに強化し、今般の新型コロナウイルスの影響拡大に対する資金繰り支援に万全の対応を行うとともに、地域と自らの持続可能性を高めていくビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。

業況および諸比率の推移

● 預金貸出金残高

預金は、個人の年金資金等要求性預金が増加しましたが、個人定期預金及び一般法人預金の減少などにより、前期比1,446百万円減少し126,574百万円となりました。

貸出金は、事業譲渡による大口の繰上完済が発生しましたが金融機関向け、地公体向け及び再生可能エネルギー向け貸出の取組みにより、前期比1,813百万円増加し68,395百万円となりました。

	2017年度	2018年度	2019年度
預金積金残高(百万円)	125,656	128,020	126,574
貸出金残高(百万円)	67,406	66,582	68,395

預貸金の推移



● 不良債権

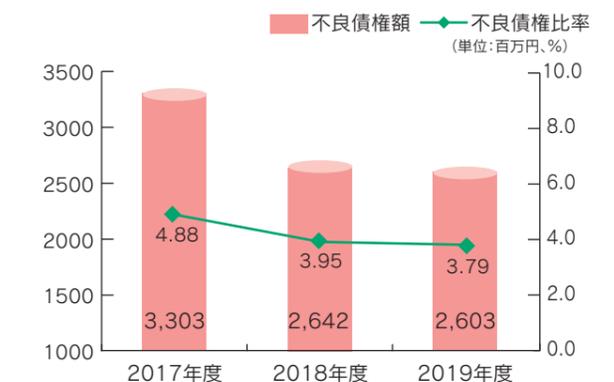
景気の回復の実感の乏しい中、取引先の財務内容の劣化等によるランクダウンが散見されましたが、業況改善によるランクアップや代弁回収及び償却・売却の実施等により不良債権総額が前期比39百万円減少しました。不良債権比率は前期比0.16ポイント改善し3.79%となり、引続き低水準を維持しております。

また、不良債権の94.50%が貸倒引当金や担保・保証等により保全されており、万全の備えをしております。

	2017年度	2018年度	2019年度
不良債権額(百万円)	3,303	2,642	2,603
不良債権比率(%)	4.88	3.95	3.79

(金融再生法開示債権)

不良債権額・比率(金融再生法開示債権)の推移



● 自己資本比率

自己資本比率とは、総資産に占める自己資本の割合のことです。金融機関の安全性・健全性を示す指標の一つとされており、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

信用金庫は、国内に特化する金融機関であることから、国内基準で4%以上の自己資本比率を維持することが義務付けられております。

当金庫の自己資本比率は、利益計上により自己資本総額が増加したものの、貸出金・有価証券ともリスク・アセットが増加したことから、前期比0.36ポイント低下の12.46%となりましたが、引き続き高水準を維持しております。

	国内基準	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率(%)	4.00	12.82	12.82	12.46

自己資本比率の推移



総代会について

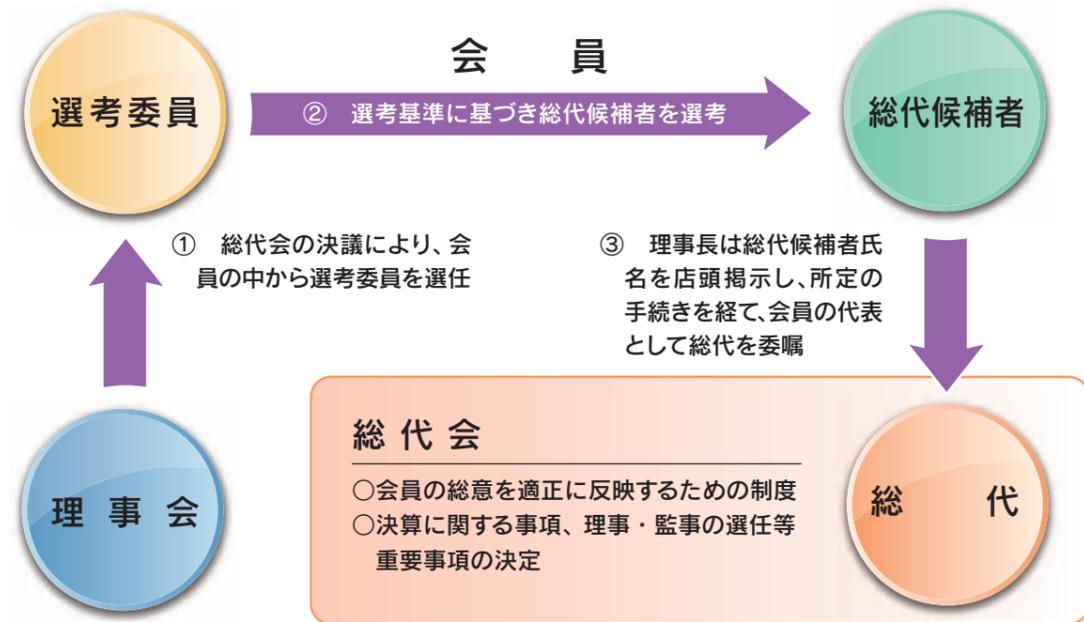
●総代会制度について

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。会員となるためには定款で定める一定額以上の出資をすることが必要ですが、出資口数に関係なく、会員は一人一票の議決権を持っております。

会員は総会を通じて信用金庫の経営に参加しますが、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算に関する事項、理事、監事の選任等の重要事項を決議する最高機関であり、会員ひとりひとりの意見を適正に反映できるよう、会員の中から選任された総代により運営されております。

当金庫では総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や会員の皆様をはじめとして、さまざまなお声を営業施策に反映させるように努めております。また、総代選出に関する意見・要望等についても、適切に対応できるよう体制の整備に取り組んでおります。



●総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- (1) 総代の任期は3年です。
- (2) 総代の定数は100名以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。
- (3) 総代は満70歳を定年とし、重任は原則3回までとしております。

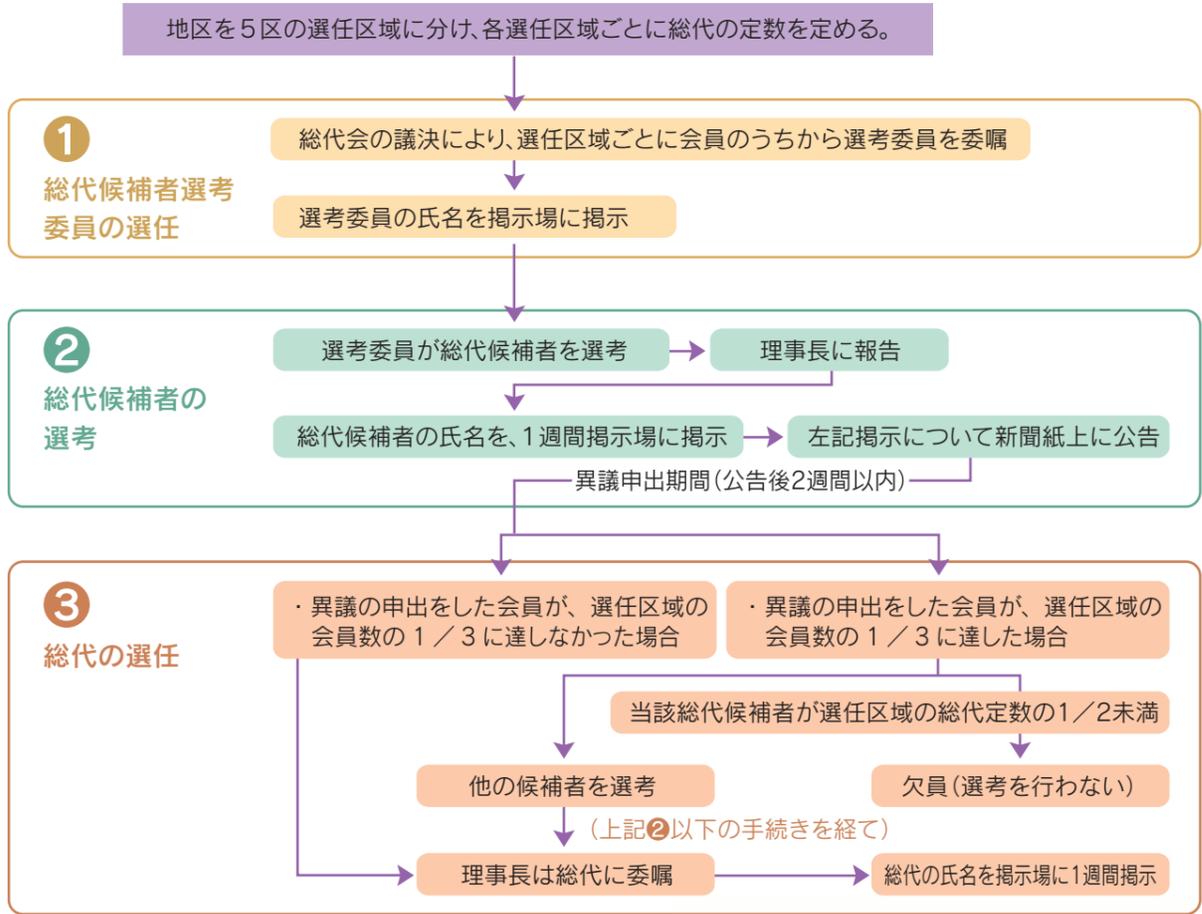
2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。総代の選考は総代候補者選考基準(注)に基づき、右図の手続きを経て選考されております。

(注) 総代候補者の選考基準

- 1. 資格要件**
 - (1) 当金庫の会員であること
 - (2) 満70歳に満たないこと
- 2. 適格要件**
 - (1) 総代として相応しい見識を有している人
 - (2) 良識をもって正しい判断ができる人
 - (3) 地域における信望が厚く、総代として相応しい人
 - (4) 地域での居住年数が長く、幅広い人縁を有している人
 - (5) 行動力があり、積極的な人
 - (6) 人格、識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できる人
 - (7) 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人

●総代が選任されるまでの手続きについて



●第71回通常総代会の議事

2020年6月26日開催の第71回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

1 報告事項

第110期(2019年4月1日~2020年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

2 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 役員賞与の支給の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 定款第15号に基づく会員の除名の件

● 秋田信用金庫総代名簿 (99名)

*氏名の後の数字は総代への就任回数
◎※は8期目以上

区	総代数	氏名
第1区	43名	本店 伊藤 源通 ④ 小国 輝也 ⑧※ 金子 敬司 ③ 川尻 孝紀 ⑦ 木村 昌永 ③ 嵯峨 兼信 ⑧※ 佐川 俊英 ③ 佐々木創一 ② 佐野 元彦 ⑧※ 進藤 史明 ② 進藤 文仁 ⑦ 鈴木 嘉彦 ② 大門 一平 ⑦ 竹谷 繁 ⑧※ 辻 良之 ⑧※ 那波 尚志 ① 納谷 崇 ② 野口 久榮 ⑧※ 長谷川尚造 ⑦ 平川 英男 ⑤ 深澤 功 ⑦ 藤井 明 ⑧※ 村田 良太 ① 渡辺 正宏 ⑤
		牛島支店 今野 環 ① 金山 智紀 ⑤ 鎌田 良勝 ② 佐藤 宗樹 ②
		秋田駅前支店 川口 雅丈 ② 境田 幸子 ④ 平澤 孝夫 ④ 藤原 聖山 ⑤
		割山支店 児玉 太志 ③ 瀬谷 昇 ①
		広面支店 河邊 宏之 ⑤ 最上 幸司 ①
		仁井田支店 堀井 正己 ④ 松澤 茂 ③
		泉支店 石井久美子 ①
新国道支店 中村 建吾 ③ 七山 慎一 ② 畠山 亨 ③ 脇屋 憲一 ⑧※		
第2区	20名	土崎支店 安藤 晃 ⑦ 面山 浩康 ① 小宅 錬 ⑧※ 加賀谷 毅 ⑧※ 加藤 耕 ① 佐田雄一郎 ③ 佐藤 宏樹 ① 澤田石 晶 ⑧※ 高安 恒治 ② 西宮 公平 ③ 林 徳彦 ① 細川 信二 ① 矢吹 達夫 ⑦
		港北支店 石川 恭子 ② 金坂 大志 ① 櫻庭 長悦 ② 佐藤 竹弥 ① 藤原 典明 ① 松田 鉦史 ⑧※
		自衛隊前支店 小玉 哲也 ③
第3区	4名	横手支店 江上 雅敏 ③ 奥山 信吾 ② 熊谷 邦夫 ④ 若林 勲 ⑦
第4区	20名	船越支店 天野 貴明 ① 板橋 広光 ⑤ 加藤 正己 ⑤ 小坂 隆成 ⑧※ 佐藤 均 ④ 佐藤 誠 ③ 清水 重輝 ⑧※ 杉本 貞彦 ② 鈴木 裕一 ① 半田 信 ② 藤田 隆一 ④
		天王支店 加藤 裕一 ③ 瀬下 正人 ③ 西村 聖 ③ 三浦 将人 ②
		昭和支店 小玉 敏央 ⑦ 佐藤 忠廣 ③ 畠山宗太郎 ① 平野 久貴 ⑧※ 安井 信英 ③
第5区	12名	五城目支店 荒川 滋 ⑧※ 今村 恒夫 ⑤ 加藤 政之 ② 齊藤 徹 ② 舘岡 正雄 ④ 畠山 光 ③ 宮田 正 ③ 渡部 隆彦 ①
		八郎潟支店 工藤 幸子 ⑥ 小浜 富一 ⑧※ 齊藤 拓幸 ① 柳田 裕平 ⑧※

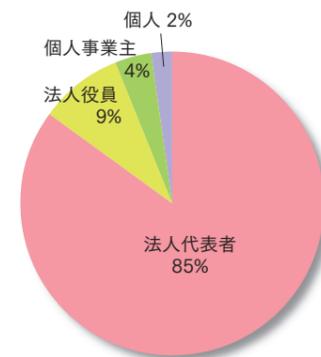
(2020年6月末現在)

●選任区域は下記の通りとなっております。

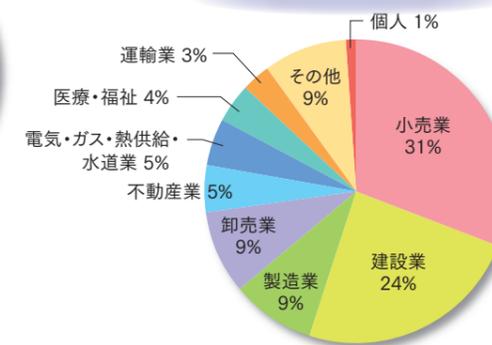
- 第1区 第2区に定める地区を除く秋田市
- 第2区 飯島、金足、上新城、港北、下新城、將軍野、土崎港
- 第3区 仙北市、大仙市、にかほ市、湯沢市、由利本荘市、横手市、雄勝郡羽後町、東成瀬村、仙北郡美郷町
- 第4区 男鹿市、潟上市
- 第5区 大館市、鹿角市、北秋田市、能代市、鹿角郡小坂町、南秋田郡井川町、大潟村、五城目町、八郎潟町、山本郡八峰町、藤里町、三種町、北秋田郡上小阿仁村

● 総代の属性別構成比

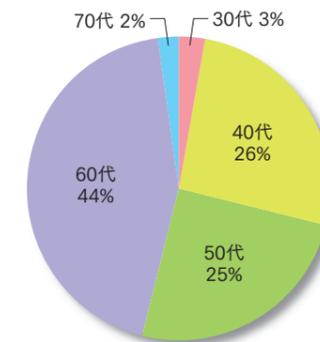
総代職業別構成比



総代業種別構成比



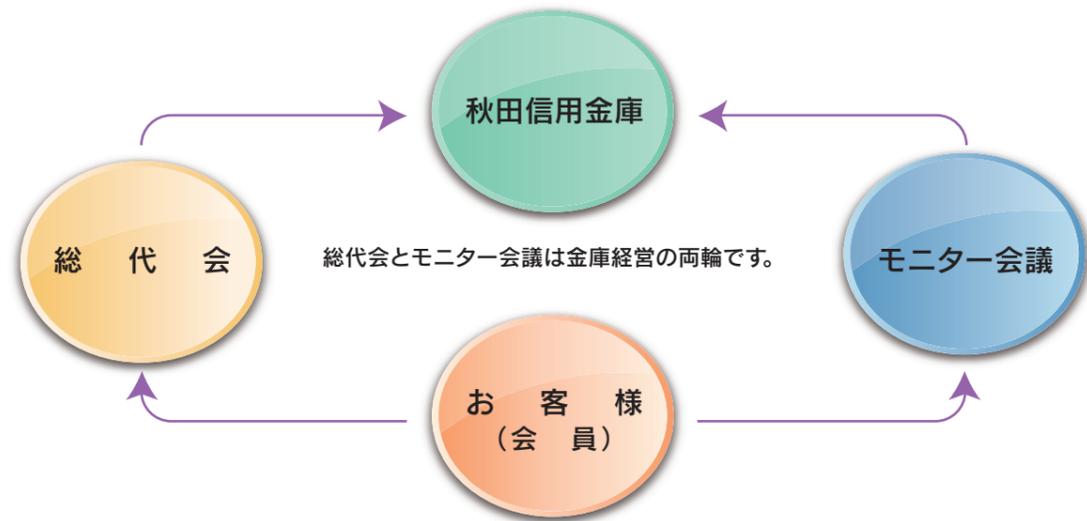
総代年齢別構成比



● モニター会議について

当金庫では、コーポレートガバナンス（企業統治）の強化に向けた取組みとして、総代を定年で退いた方、年金受給者、個人事業主、企業経営者などから、幅広くご意見・ご提言等を募り金庫経営に生かしたいと2004年4月、秋田信用金庫モニター会議を発足いたしました。

任期は総代と同じ3年で、原則年1回モニター会議を開催しております。



● モニター名簿 (67名)

モニター数		氏 名										
8名	本店	伊藤 和宏	伊藤 健一	小野泰太郎	金子 榮一	木村 友勝	進藤 金一	那波三郎	右衛門 布谷 賢			
2名	牛島支店	吉川 宏悦	千釜 米子									
2名	秋田駅前支店	高橋 定雄	西村紀一郎									
3名	横手支店	江上 伸雄	奥山 和彦	多賀糸敏雄								
8名	船越支店	大坂 真一	鎌田 仁磨	鎌田 光教	杉本 馨	鈴木 鉦	三浦 家昭	守屋周治郎	米谷 謙吉			
3名	天王支店	佐藤 富隆	西村 武	三浦 義弘								
3名	割山支店	岡田 憲二	高根 隆一	出原 晃								
2名	広面支店	木曾 勝広	高貝 博美									
2名	仁井田支店	佐々木将元	田村 典美									
3名	泉支店	金沢 寛	篠田 照子	鈴木 季美								
11名	土崎支店	穴山 一夫	小玉 久則	佐藤 嘉樹	佐渡谷寿美子	佐原 孝夫	品田 福男	高木 紘一	林 明夫	平塚 捷悦	細川 護	本多 秀文
4名	港北支店	小玉 寛樹	土田 由仁	保坂 進	宮腰 徹							
3名	昭和支店	佐藤 幸子	菅原 三朗	畠山順太郎								
4名	新国道支店	青木 久悦	伊東十三男	神谷 博一	児玉 健一							
1名	自衛隊前支店	佐藤 登										
6名	五城目支店	荒川 達雄	今村 龍雄	加藤 政光	齊藤 健悦	山平 富子	渡邊 誠一					
2名	八郎潟支店	高橋 秀一	松田 與一									

■ リスク管理体制

金融の自由化・グローバル化・IT化の進展に伴い、金融機関の業務はますます多様化・高度化しており、より複雑なリスクへの対応が求められております。

当金庫では、リスクの種類ごとに担当部署を設置し、担当部署が把握した各種リスクを一元管理する統合的なリスク管理体制を構築しているほか、リスク管理に関する基本方針を年度ごとに定め直面する様々なリスクに対応するなど、経営の健全性と適切な業務運営を図る取組みを行っております。

▶ 信用リスク

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、公共性、安全性、流動性、収益性、成長性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。また、統合リスク管理の一環としてVaR（バリュー・アット・リスク：ポートフォリオの予想最大損失額を統計的に求めたもの）によりリスク量を計測するなど、リスク管理に万全を期しております。

個別貸出案件の審査・与信管理につきましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による常務会等を定期的開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議している他、監査部署の営業店実地監査により与信事務の適切性等を検証しております。

信用コストである貸倒引当金は、当金庫「資産自己査定規程・要領」と「償却および引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

▶ 市場リスク

市場リスクとは、資産（貸出金、有価証券等）・負債（預金等）双方の金利変動に伴い損失を被る金利リスク、株式や債券などの価格変動に伴い損失を被る価格変動リスク、為替の変動に伴い損失を被る為替リスク、有価証券等の発行体の信用状況悪化等に伴い損失を被る市場信用リスク等をいいます。

当金庫では、安定した収益を確保するためリスクテイクしながら「市場リスク管理要領」、「資金運用規程」に基づき厳正なる管理を行っております。

具体的には、VaR（バリュー・アット・リスク：ポートフォリオの予想最大損失額を統計的に求めたもの）等をリスク指標として使用し、計測したリスク量をコントロールするなどリスク管理に万全を期しております。

▶ 流動性リスク

流動性リスクとは、資金繰りに支障をきたす場合又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合に損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場において取引が成立しない場合又は通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされる場合に損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当金庫では、「流動性リスク管理要領」により、平常時・懸念時・危機時と資金繰りの重要度に応じて管理を行っております。また、支払準備資産を主に信金中央金庫に預け入れることにより、懸念時・危機時には信用金庫業界のバックアップ機能が発揮されます。

金融ADR制度への対応

金融商品・サービスが多様化・複雑化する中で、金融機関と利用者との間のトラブルが紛争に発展する可能性が大きくなっています。しかし、訴訟による解決では時間と費用の面で利用者にとって負担が大きいことから、2010年10月1日から裁判外の紛争解決制度（金融ADR制度）が導入されました。

当金庫では、金融ADR制度へ以下のとおり対応することとしております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

秋田信用金庫 総務部

住 所：秋田県秋田市大町三丁目3-18 フリーダイヤル：0120-345-112 FAX：018-823-5110

受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日） 受付媒体：電話、FAX、手紙、面談

*お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク等をいいます。

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

○ 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠ったり、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスク管理につきましては、「事務リスク管理要領」に基づき本部・営業店が一体となり、厳正な事務取扱要領の整備とその遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、更には牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

○ システムリスク

システムリスクとは、システム情報資産の事故、故障、破壊、不正利用、誤処理、又は漏洩により損失を被るリスクをいいます。

システムリスク管理につきましては、「システムリスク管理要領」、「サイバーセキュリティ管理要領」等に基づき、コンピュータシステムの安全性・信頼性を維持しています。また、万一業務遂行に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合は、緊急対策本部の指示のもと障害発生時の事務処理体制に入ることとなり、危機管理にも万全を期しております。

○ その他のリスク

その他のリスクにつきましては、苦情相談部署の設置による苦情に対する適切な処理、厳正な個人情報管理態勢の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、お客様保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

コンプライアンス（法令等遵守）とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることをいいます。金融機関にはその社会的機能から高い公共性を求められており、コンプライアンスへの取り組みが一層重要となっております。

当金庫では、日々の業務活動のなかで地域社会、お客様に誠実に応えていくことこそコンプライアンスの「本質」と捉え、当金庫が社会的責任と公共的使命を全うするためのすべての業務における共通の規範がコンプライアンスであると考えております。全職員には、コンプライアンスの考え方、行動基準等を定めた「秋田信用金庫行動基準」を配布し法令等遵守意識の醸成を図るとともに、研修や勉強会、年1回の全職員のコンプライアンステスト等を通じて役職員一人ひとりの意識の向上とコンプライアンス行動の実践を啓発しております。

また、コンプライアンスを着実に実践するため、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンスの企画、推進ならびに各部署各営業店に対する支援機能を強化しているほか、各営業店にはコンプライアンス責任者を配置し、法令や内部規程等の遵守状況を確認するなど体制の整備に努めております。

今後もより一層信頼され安心してお取引いただけるよう、法令等遵守態勢の確立と強化に全力で取り組んでいくこととしております。

リスク管理債権・金融再生法に基づく開示事項

● リスク管理債権・延滞債権に対する引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
破綻先債権額(A)	115	97
延滞債権額(B)	2,482	2,469
合計(C) = (A) + (B)	2,598	2,567
担保・保証額(D)	1,772	1,684
回収に懸念がある債権額(E) = (C) - (D)	825	882
個別貸倒引当金(F)	692	747
同引当率(G) = (F) / (E) (%)	83.91	84.70

2. 3ヵ月以上の延滞債権・貸出条件緩和債権に対する引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
3ヵ月以上延滞債権額(H)	-	-
貸出条件緩和債権額(I)	44	36
合計(J) = (H) + (I)	44	36
担保・保証額(K)	27	19
回収に管理を要する債権額(L) = (J) - (K)	16	16
貸倒引当金(M)	0	0
同引当率(N) = (M) / (L) (%)	3.97	2.44

3. リスク管理債権の合計

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
(C) + (J)	2,642	2,603

- (注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

● 金融再生法開示債権の状況

1. 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,233	1,128
危険債権	1,364	1,439
要管理債権	44	36
正常債権	64,103	66,043
合計	66,746	68,647

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生法、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題ない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

2. 金融再生法開示債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
金融再生法上の不良債権(A)	2,642	2,603
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,233	1,128
危険債権	1,364	1,439
要管理債権	44	36
保全額(B)	2,493	2,460
貸倒引当金(C)	693	747
担保・保証等(D)	1,800	1,705
保全率(B) / (A) (%)	94.36	94.50
担保・保証等控除後債権に対する引当率(C) / ((A) - (D)) (%)	82.30	83.18

(注) 貸倒引当金は、個別評価貸倒引当金及び要管理債権に対して引当している一般貸倒引当金の合計額です。



営業のご案内

融資商品

事業資金

種類	特徴	ご融資金額	ご返済期間
一般のご融資	割引手形 …… 一般の商業手形の割引をいたします。 手形貸付 …… 仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。 証書貸付 …… 設備資金など長期の資金需要にお応えいたします。 当座貸越 …… 極度額まで当座決済資金をご融資いたします。		
あきしん中小企業サポートローン	運転資金専用の商品です。 担保・第三者保証人は不要です。	3,000万円以内	1年以内
あきしん「ビジネスサポートローン」	秋田県信用保証協会の保証で、法人・個人事業主の方がご利用できます。	法人 3,000万円以内 個人事業主 1,000万円以内	10年以内
あきしん「創業ローン」	秋田県内で新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方のためのご融資です。 日本公庫との連携商品です。	合計4,000万円以内 (当金庫：1,000万円以内) (日本公庫：3,000万円以内)	10年以内
ソーラーシェアリングローン「SORA」	ソーラーシェアリング設備専用の商品です。	2,000万円以内	15年以内

個人ローン

「★」が表示されているローンは当金庫HPより事前審査がお申し込みいただけます。
「◎」が表示されているローンは「リピートプラン」の取扱があります。

種類	特徴	ご融資金額	ご返済期間
★ あきしん「住宅ローン」	新築、増改築、住まいに関する費用に幅広くご利用いただけます。お借入時からの固定金利期間が3年、5年、10年からお選びいただけます。また、変動金利型もお取扱しています。	10万円～1億円	35年以内
◎ スマート住宅ローン	不動産の購入、リフォーム、住宅ローンの借換資金にご利用できます。担保は不要です。	1万円～1,000万円	3ヶ月以上20年以内
★ ◎ カーライフプラン	新車・中古車・オートバイの購入、免許取得、車庫の新築、借換資金にご利用できます。	1万円～1,000万円	3ヶ月以上10年以内
カーライフプラン・エコ	新車のエコカー購入資金、新車エコカー購入に伴うマイカーローンの借換資金にご利用いただけます。	1万円～1,000万円	3ヶ月以上10年以内
★ ◎ 子育てサポート教育プラン	学校納付金、教材購入費、引越し代の他、教育関連ローンの借換資金にもご利用できます。扶養するお子様が2人以上の方には金利の優遇措置があります。	1万円～1,000万円	3ヶ月以上16年以内
★ プレミアムフリーローン	ご融資金額は最高1,000万円。お使いみちは自由です。(事業資金にはお使えません)	10万円～1,000万円	6ヶ月以上10年以内
★ 大型スピードローン	お使いみち自由のフリーローンです。最短60分のスピード審査です。事業資金にもお使いただけます。	10万円～500万円	6ヶ月以上10年以内
福祉プラン	お申込される方のご親族のための介護用機器の購入・設置費用、老人ホーム入居一時金にお使いただけます。	1万円～500万円	3ヶ月以上10年以内
シニアライフローン	当金庫にて年金をお受取の方がご利用できます。リフォーム、自動車購入等さまざまなお使いみちにご利用できます。ご返済は毎月返済の他、2ヶ月ごとの隔月返済もできます。	1万円～100万円	3ヶ月以上10年以内
◎ 職域サポートローン	当金庫と契約を結んでいただいた事業所にお勤めの方限定のローンです。旅行、マイカー購入、教育資金など幅広くお使いただけます。	1万円～500万円	3ヶ月以上10年以内
教育カードローン	お子様等の在学中は学校納付金など必要な教育資金の借入を、極度額の範囲内でATMでお借入できます。在学中のご返済は利息のみとなります。医・薬学部等の6年制大学など在学习期間が4年を超える場合は最長7年までご利用できます。お子様のご卒業時には証書貸付へ切替し、元金金の返済をしていただきます。	50万円～500万円(極度額)	当座貸越期間5年以内(在学期間4年を超える場合は最長7年) 証書貸付期間3ヶ月以上10年以内
★ あきしんカードローン	お使いみち自由のカードローン。パート・アルバイト・専業主婦の方もお申込でき、利用限度額の範囲内でATMからお借入できます。ご返済は毎月定額返済となります。来店不要でご契約できる「WEB完結」もお取扱しています。	10万円、20万円、30万円、50万円、100万円(極度額)	3年ごとの自動更新
★ カードローン「きゃっする」	お使いみち自由のカードローン。パート・アルバイト・専業主婦の方もお申込いただけます。利用限度額の範囲内でATMからお借入できます。来店不要でご契約できる「WEB完結」もお取扱しています。	10万円～900万円(極度額)	3年ごとの自動更新
年金カードローン「きゃっする」	年齢満60歳以上69歳以下で国民年金、厚生年金、共済年金を受給されている方が対象のカードローンです。利用限度額の範囲内でATMからお借入できます。	50万円(極度額)	3年ごとの自動更新

◎リピートプランについて

当金庫において、次の①または②のいずれかの条件に当てはまる方は優遇金利でローンをご利用いただけます。

- ① 「しんぎん保証基金保証個人ローン」、「しんぎん保証基金保証住宅ローン」、「自動車関連ローン」のいずれかをご利用中でお借入日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の返済が行われている方、または完済から3年以内の方
- ② 「あきしんカードローン」をご契約中(新規契約も含む)の方

商品発売・この1年

2019年5月

- 金利上乗せ定期預金を発売しました。

(2019年8月販売終了)

2019年9月

- あきしん通帳レスアプリの取扱を開始しました。

2019年11月

- 金利上乗せ定期預金を発売しました。

(2020年1月販売終了)

2020年5月

- 金利上乗せ定期預金を発売しました。

(2020年8月販売終了予定)



取扱商品ちらし

住宅ローン

スマート住宅ローン

カーライフプラン

カーライフプラン・エコ

子育てサポート教育プラン

プレミアムフリーローン

大型スピードローン

福祉プラン

シニアライフローン

職域サポートローン

教育カードローン

あきしんカードローン

年金カードローン

● 預金種類について

種類	特徴	期間	お預入額
普通預金	給与、年金、配当金などの受取や公共料金、クレジットカードなどの自動振替口座に利用できます。当金庫窓口の他、キャッシュカードをセットするとATMでも出し入れ自由です。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	普通預金と同様、給与、年金、配当金などの受取や公共料金、クレジットカードなどの自動振替口座に利用できます。預金保険制度により、全額保護されます。利息はつきません。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	1冊の通帳に「ためる」、「支払う」の普通預金と「増やす」の定期預金がセットになった口座です。お預入れの定期預金を担保として「借りる」(自動融資) ことができます。(お預入れの定期預金合計額の90%、最高500万円まで) 給与、年金、配当金などの受取や公共料金、クレジットカードなどの自動振替口座に利用できます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	個人の方のみ利用できる有利な利回りの商品です。お預入れ金額段階(10万円、30万円、100万円、300万円以上) に応じた金利になります。金利情勢によってはお預入れ金額の複数の段階にまたがり同一の金利が適用される場合があります。給与、年金、配当金などの受取や公共料金、クレジットカードなどの自動振替口座には利用できません。	出し入れ自由	1円以上
期日指定定期預金	満期は最長3年。預け入れから1年を経過すれば、任意の日を満期日として指定できる他、元金の一部を払い出すことができます。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
変動金利定期預金	6ヶ月ごとに金利が変わる定期預金です。	3年	100円以上
スーパー定期預金	どなたでもご利用でき、期間は1か月から5年まで選ぶことができます。お預入れ時の金利は満期日まで変わりません。総合口座、定期預金通帳へはATMからもお預入れいただけます。(ATMでの1回のお預入れは300万円未満となります)	定型方式 1ヶ月、3ヶ月、 6ヶ月、1年、2年、 3年、4年、5年 満期日指定方式 1ヶ月超5年未満	100円以上 1,000万円未満
大口定期預金	どなたでもご利用でき、1,000万円以上からお預かりできます。お預入れ時の金利は満期日まで変わりません。	満期日指定方式 1ヶ月超5年未満	1,000万円以上
あきしん年金定期	当金庫へ公的年金または企業年金を振込されている方が対象の定期預金です。スーパー定期預金1年ものの店頭表示金利に0.05%上乗せします。	1年	1,000万円以内
秋田県少子化対策 応援ファンド協賛 定期預金「元気隊」	秋田県少子化対策応援ファンドに協賛している定期預金です。秋田県と提携している公共施設等で優待サービスが受けられる「サポーターパスポート」を申請することができます。	1年	10万円以上
当座預金	現金の代わりに支払われる手形や小切手を決済する預金です。企業や個人事業主の方が業務上のお支払にご利用できます。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期運用に適しています。お預入時に解約予定日を決めていただけます。	7日以上	5,000円以上
納税準備預金	納税に備え、普段からお積立いただく商品です。利息は非課税です。納税時のお支払できます。	入金はいつでも 支払いは納税時のみ	1円以上
積立定期預金	普通預金からの自動積立の他、随時積立もできます。ご契約時に満期日を指定する「満期日指定型」の他、満期日を指定しない「エンドレス型」があります。「エンドレス型」はお預入れから1年過ぎますといつでもお支払できます。	満期日指定型 (据置期間3ヶ月) エンドレス型	100円以上
スーパー定期積金	毎月一定の日により一定の金額を掛込み、満期日にお支払します。確実に貯めたい方におすすめです。窓口での掛込の他、指定口座からの自動振替もご利用いただけます。	6ヶ月以上 5年以内	毎月掛金 1,000円以上
納税積金 「らくらく」	消費税納税事業を営む法人、個人事業主の方を対象とした納税資金専用の定期積金です。スーパー定期積金店頭表示金利に0.02%上乗せします。毎月の掛金は指定口座からの自動振替となります。	6ヶ月以上 5年以内	毎月掛金 5万円以上
財形預金(一般) (住宅) (年金)	お勤め先を通じてお申込みいただく預金で、給与・ボーナスからの天引きによる積立です。目的に合わせた資金準備をお手伝いします。住宅財形預金と年金財形預金には非課税制度が設けられています。	一般：3年以上 住宅、年金 5年以上	100円以上

* 預金商品のご利用の際は、次の点にご留意ください。

- ① 預金の種類により金利が異なります。店頭および当金庫HPにてご確認ください。
 - ② 2016年10月1日からの「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正法の施行に伴い、取引時確認における顔写真のない本人確認書類の取扱いや法人のお客様の確認内容等を一部変更させていただくことになりましたので何卒ご理解とご協力をお願い致します。
 - 取引時確認が必要な主なお取引について
 - ・ 口座開設、貸金庫、保護預りの取引開始
 - ・ 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
 - ・ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払いを行う大口現金取引
 - ・ 融資取引 等
- これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

● 各種サービス業務

サービスの種類	サービスの内容
あきしん通帳レスアプリ	普通預金をお持ちでキャッシュカードを契約している個人のお客様がご利用いただけます。いつでもどこでも入出金明細や残高をスマホで確認できます。口座開設時の他、すでにお持ちの紙通帳からの切替もできます。
キャッシュカードサービス	キャッシュカード1枚でお預入れ、お引き出し、振込ができます。当金庫および全国の提携金融機関のATMの他、コンビニエンスストアのATMでもご利用できます。
インターネットバンキングサービス(個人・法人)	パソコンから、振込、振替、残高照会、入出金明細照会などが簡単に行えます。定期預金のお預入れもできます。
テレホンバンキングサービス	電話1本で残高照会、入出金明細照会、振込、資金移動ができるサービスです。
デビットカードサービス	「ジェイデビット」取扱店での買い物、飲食等のご利用代金をキャッシュカードで、お客様の口座から即座に決済するサービスです。
情報サービス	アンサーサービス、ファームバンキング等で、総合振込、口座振替、資金移動、取引明細照会および残高照会ができます。
自動振替サービス	公共料金や税金、授業料、各種保険料、ローン、各種クレジットなどの自動振替のお取扱をしています。
給与振込サービス	給料や賞与がご指定の預金口座へ入金されます。給与振込をご契約されている方は一部ローン商品の金利優遇が受けられます。
年金自動受取サービス	公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金等)の他、企業年金がご指定の預金口座へ入金されます。当金庫へ公的年金または企業年金をお振込されている方は、「あきしん年金定期預金」のお預入れができます。また、一部ローン商品の金利優遇が受けられます。
公金代理収納サービス	国税、事業税、住民税、自動車税、固定資産税などの公金を、当金庫の窓口で払込みできます。
全自動貸金庫サービス	コンピューター管理でお客様の財産を守ります。本店別館1階に設置しています。
あきしんでんさいサービス(法人・個人事業主)	手形・売掛債権の問題点を克服した新たな金銭債権です。パソコン等ででんさいネットの記録原簿に電子記録をすることで支払いに利用することができます。でんさいネットを利用すると支払企業側においては手形の発行、振込準備など支払に関する面倒な事務負担が軽減されます。また、手形と異なり印紙税が課税されない等のメリットがあります。
ネット口座振替受付サービス	当金庫が提携する企業との預金口座振替契約をインターネット上で締結できるサービスです。「預金口座振替依頼書」の記入や押印をすることなく預金口座振替契約が完了します。ご利用にあたっては当金庫普通預金のキャッシュカードが必要となります。(法人カード、代理人カード、貯蓄預金カード、ローンカードはご利用できません)
通帳記帳相互サービス	当金庫と提携している全国の信用金庫のATMで、普通預金(総合口座を含む)通帳、貯蓄預金通帳の記帳ができます。ただし、通帳の繰り越しはできません。
しんきん電子マネーチャージサービス	普通預金口座から「楽天Edy」にチャージができます。ご利用口座にキャッシュカードが発行されていることが必要です。

● その他の業務

	特徴
保険窓口販売 (損害保険商品)	「しんきんグッドスマイル」：住宅ローンを利用しているお客様が対象の長期火災保険です。
	「標準傷害保険」：国内、海外を問わずさまざまな事故によるケガを補償します。補償充実・手続き簡単。万全のサポート体制でご提供します。
保険窓口販売 (生命保険商品)	「ビジネスプラン(業務災害補償保険)」：従業員の方の業務上の災害にかかわるさまざまなリスクを補償する保険です。
	「しんきんらいふ年金FS」：一定期間の据え置き後、5年または10年にわたり年金として受け取ることができる生命保険です。
	「しんきんらいふ終身FS」：万一の場合の保障が生涯続き、ご契約後何歳でお亡くなりになられても保険金を受け取ることができる保険です。
信託商品	「夢みるこどもの学資保険」：お子様の進学時期にあわせて「学資一時金」、「学資年金」をお受取いただける貯蓄型の保険です。
	しんきん相続信託「こころのバトン」：ご自分の将来やご家族の未来のために必要となる資金をあらかじめ準備できます。
toto(トト) 当せん金払い戻し	しんきん暦年信託「こころのリボン」：お子様へ、お孫様へ、ご家族への生前贈与をサポートします。
	スポーツくじ(トト)の当せん金の払い出し業務を取扱店窓口において行っております。取扱店：本店、横手支店、船越支店、土崎支店、港北支店、五城目支店
個人向国債窓口販売	個人の方のみに販売される国債です。1万円からご購入いただけるお求めやすい国債です。

● 各種手数料のご案内



1 振込手数料

振込区分	金額	会員区分	当金庫同一店宛	当金庫本支店宛	他金融機関宛
A T M	5万円以上	会員	無料	無料	440円
		一般	無料	330円	660円
	5万円未満	会員	無料	無料	330円
		一般	無料	110円	440円
窓 口	5万円以上	会員	330円	330円	660円
		一般	550円	550円	880円
	5万円未満	会員	110円	110円	440円
		一般	330円	330円	660円
インターネット・バンキング	5万円以上	会員	無料	無料	440円
テレフォン・バンキング		一般	無料	330円	660円
ホーム・バンキング	5万円未満	会員	無料	無料	330円
ファーム・バンキング		一般	無料	110円	440円
自動送金	5万円以上	会員	無料	無料	528円
		一般	無料	385円	748円
	5万円未満	会員	無料	無料	418円
		一般	無料	220円	528円

- * 窓口振込は電信扱・文書扱とも同一手数料です。
- * ATMでの現金による振込の場合、会員の方でも一般扱いとなります。
- * 視覚障がいをお持ちの方の窓口受付振込手数料は、ATM利用時と同額となります。(身体障害者手帳の提示が必要です)



2 両替手数料

紙幣と硬貨の合計枚数 受渡または持込のいずれが多い枚数	1枚～50枚	無料
	51枚～300枚	110円
	301枚～500枚	330円
	501枚～1,000枚	550円
	1,001枚～	770円～ 1,000枚ごとに330円加算

3 大量硬貨入出金手数料

当座勘定・普通預金・納税準備預金の 入出金、振込、納付金等の納付 (ただし、税金は除く)	1枚～300枚	無料
	301枚～500枚	220円
	501枚～1,000枚	330円
	1,001枚～	660円～
		1,000枚ごとに330円加算

4 A T Mお引き出し手数料

利用時間	当金庫カード	他の信用金庫 カード	秋田あつたかネット提携 金融機関カード	他の銀行等の カード	ゆうちょ銀行 カード
	平日	8:00～8:45: 110円 8:45～18:00: 無料 18:00～20:00: 110円	110円	110円	220円
土曜日	9:00～14:00: 無料 14:00～19:00: 110円	110円	110円	220円	220円
日曜・祝日	9:00～19:00: 110円	110円	110円	220円	220円

5 インターネットバンキング (I B) 等手数料

種類	契約手数料	基本手数料 (月額)
テレフォン・バンキング	無料	無料
インターネット・バンキング (I B) <個人向け>	無料	無料
インターネット・バンキング (I B) <法人及び個人事業主>	無料	550円
	無料	1,100円
ホーム・バンキング (H B)	無料	1,100円
ファーム・バンキング (F B)	無料	3,300円

「しんきんゼロネット」

しんきんのキャッシュカードで全国のしんきんATMを0円でご利用いただけます。
* 平日所定時間以外は信用金庫により手数料が異なります。
* 一部対象外となるATMがあります。

「通帳記帳相互サービス」

あきしんの通帳が、他の信用金庫のATMで記帳いただけます。
* 「普通預金 (総合口座含む)」 「貯蓄預金」 の通帳がご利用いただけます。
* ご入金については通帳のみでご利用いただけます。
* お支払いについては通帳とキャッシュカードの併用でご利用ください。
* 当金庫以外の通帳の繰越はできません。お取引の信用金庫にてお手続きください。

「秋田あつたかネット」

秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田銀行、秋田県信用組合、J Aバンク秋田はA T Mで提携しており、通常他の金融機関A T M利用時にご負担いただく「利用手数料」が無料となります。(時間外手数料及び振込手数料につきましては、各金融機関所定の手数料がかかります。手数料の金額、適用時間につきましては金融機関ごとに異なります。)

◎お取扱時間

平日・土・日・祝日 8:00～21:00
* A T Mコーナーによって営業時間が異なりますのでご注意ください。
* ステッカーの表示のないA T Mではサービス対象外となります。

◎お取引業務

キャッシュカードによる「現金のお引出し」、「振込」、「残高照会」
* 法人カードはサービスの対象外です。
* 提携金融機関の通帳はご利用できません。

「全国キャッシュサービス」(愛称: ミックス) および「ゆうちょ銀行」のご利用

全国キャッシュサービス加盟の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合、農協、漁協、労働金庫のほか「ゆうちょ銀行」のキャッシュカードで「お引出し」、「残高照会」がご利用できます。
* お引出しには所定の手数料がかかります。

「当金庫ATMでのお引出し限度額」

当金庫のカードをご利用のお客様
* 1回のお引出し限度額: 50万円
* 1日あたりのお引出し限度額 個人の方: 100万円
法 人: 200万円

他金融機関のカードをご利用のお客様

* カード発行金融機関により、1回及び1日あたりのお引出し限度額が異なります。詳しくはカード発行金融機関にご照会ください。



全国キャッシュサービス加盟の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合、農協、漁協、労働金庫のキャッシュカードがご利用いただけます。

6 融資手数料

融資関係書類	取引約定書	330円	住宅ローンにかかる手数料	
	借用証書	330円	約定変更・一括繰上返済	11,000円
	借入手形用紙	220円	全額繰上返済	33,000円
不動産担保調査手数料		33,000円	固定金利選択特約	11,000円

7 その他手数料等

発行手数料	残高証明書	制定帳票 端未作成	660円	小切手帳・手形帳	小切手帳 (50枚1冊)	1,650円
		制定帳票 手書	660円		約束手形帳 (50枚1冊)	2,200円
		制定帳票以外	1,100円		為替手形帳 (25枚1冊)	1,100円
	相続預金仮払い制度払戻証明書	1,100円	代金取立手数料	同一手形交換所地域内及び同一店内	220円	
	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書	無料		異なる手形交換所扱いで当庫宛	440円	
	融資証明書	3,300円		異なる手形交換所扱いで他行庫宛 (普通)	660円	
再発行手数料	自己宛小切手	1,100円	異なる手形交換所扱いで他行庫宛 (至急)	880円		
	通帳・証書	1,100円	組戻手数料		1,100円	
	キャッシュカード		不渡手形・小切手返却手数料		1,100円	
ローンカード	貸金庫 年間利用料		6,600円			
				全自動貸金庫 年間利用料	9,240円～14,520円	

8 でんさいネット利用手数料

(1件あたり)

項目	記録内容	宛先	金額
基本利用料(月額)	1利用契約ごとの月額手数料 (あきしん法人IBを利用しない場合)		無料 (1,100円)
発生記録	-	当金庫宛	220円
		他金融機関宛	330円
譲渡記録	-	当金庫宛	220円
		他金融機関宛	330円
分割(譲渡)記録	-	当金庫宛	220円
		他金融機関宛	330円
入金	期日決済	-	無料
保証記録	-	-	220円
		債権内容	オンライン
変更記録	債権内容以外	書面	1,100円
		-	-
支払等記録	口座間送金決済以外の支払記録を含む	-	330円
支払不能情報照会	-	オンライン	110円
		書面	2,200円
開示請求	通常開示	オンライン	無料
		書面	330円
		書面	1,650円
残高証明書	都度発行方式	書面	3,300円
		定例発行方式	書面
割引利用	-	-	110円
上記以外の利用者からの書面による受付(記録の変更・訂正・取消等)		書面	1,100円

*でんさいネット利用にあたっては、あきしん法人インターネットバンキング(あきしん法人IB)をご利用いただくことにより、月額基本利用料は無料といたします。

3 自己資本とリスク資産の状況等について

自己資本の充実の状況等	44
信用リスクに関する事項	46
信用リスク削減手法に関する事項	48
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	48
証券化エクスポージャーに関する事項	49
出資等エクスポージャーに関する事項	50
金利リスクに関する事項	51
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	52
オペレーショナル・リスクに関する事項	52
用語解説	53

自己資本の充実の状況等

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	秋田信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,210百万円

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,110	7,202
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,212	1,210
うち、利益剰余金の額	5,934	6,016
うち、外部流出予定額 (△)	35	24
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	167	198
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	167	198
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,278	7,400
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	15	15
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15	15
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	26	21
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	42	36
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,235	7,364
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	53,303	56,009
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,173	△1,173
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,173	△1,173
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,111	3,084
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	56,415	59,093
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.82%	12.46%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況がどうかを判断するための基準」(2006年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	53,303	2,132	56,009	2,240
現金	52,936	2,117	55,349	2,213
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	53	2
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	448	17	434	17
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,887	275	7,133	285
法人等向け	20,435	817	23,826	953
中小企業等向け及び個人向け	13,975	559	12,744	509
抵当権付住宅ローン	2,251	90	2,076	83
不動産取得等事業向け	1,977	79	2,309	92
3カ月以上延滞等	83	3	82	3
取立未済手形	3	0	2	0
信用保証協会等による保証付	716	28	683	27
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	93	3	83	3
出資等のエクスポージャー	93	3	83	3
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	6,022	240	5,879	235
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及び外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,956	78	1,956	78
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	627	25	627	25
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	678	27	610	24
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	2,761	110	2,685	107
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,539	61	1,833	73
ルック・スルー方式	1,539	61	1,833	73
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,173	△46	△1,173	△46
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2	0	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,111	124	3,084	123
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	56,415	2,256	59,093	2,363

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のこと。
 3. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのこと。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、2019年度の自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場状況を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、公共性、安全性、流動性、収益性、成長性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のための大口与信先管理など、様々な角度からの分析に注力しております。また、統合リスク管理の一環としてVaR(バリュー・アット・リスク：ポートフォリオの予想最大損失額を統計的に求めたもの)によりリスク量を計測するなど、リスク管理に万全を期しております。

個別貸出案件の審査・与信管理につきましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による常務会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議している他、監査部署の営業店実地監査により与信事務の適切性等を検証しております。

信用コストである貸倒引当金につきましては、当金庫「自己査定基準」と「償却および引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

● 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		3ヶ月以上延滞エクスポージャー	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内	124,380	119,894	66,746	68,647	26,413	24,112	-	-	-	-	250	262
国外	10,436	13,043	-	-	10,436	13,043	-	-	-	-	-	-
地域別合計	134,817	132,937	66,746	68,647	36,850	37,155	-	-	-	-	250	262
製造業	7,002	8,975	2,591	3,361	4,411	5,614	-	-	-	-	1	1
農業、林業	135	131	135	131	-	-	-	-	-	-	9	9
漁業	17	6	17	6	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	20	18	20	18	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	7,632	7,557	7,232	7,157	400	400	-	-	-	-	118	71
電気・ガス・熱供給・水道業	4,633	5,943	2,359	3,167	2,272	2,774	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1,065	2,567	48	49	1,001	2,503	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	3,557	3,464	1,754	1,862	1,803	1,602	-	-	-	-	1	1
卸売業、小売業	8,340	7,847	6,836	6,443	1,503	1,404	-	-	-	-	25	39
金融業、保険業	43,595	39,224	7,586	8,579	10,232	8,325	-	-	-	-	-	-
不動産業	4,212	4,635	2,109	2,532	2,103	2,103	-	-	-	-	4	3
物品賃貸業	78	127	78	127	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	158	175	158	175	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	500	173	500	173	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	902	926	902	926	-	-	-	-	-	-	1	1
生活関連サービス業、娯楽業	573	498	573	498	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	452	408	452	408	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	4,075	3,080	4,075	3,080	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	3,552	3,554	3,545	3,547	-	-	-	-	-	-	2	39
国・地方公共団体等	18,134	18,339	5,013	5,912	13,121	12,427	-	-	-	-	-	-
個人	20,753	20,490	20,753	20,490	-	-	-	-	-	-	85	94
その他	5,420	4,791	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	134,817	132,937	66,746	68,647	36,850	37,155	-	-	-	-	250	262
1年以下	25,022	27,385	12,307	13,721	2,727	4,157	-	-	-	-	-	-
1年超3年以下	14,740	14,089	7,994	6,670	6,745	7,418	-	-	-	-	-	-
3年超5年以下	15,070	11,570	4,818	4,808	10,178	6,699	-	-	-	-	-	-
5年超7年以下	9,663	9,430	5,797	6,072	3,745	2,921	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	17,353	17,834	10,339	11,625	5,164	5,469	-	-	-	-	-	-
10年超	36,436	39,988	25,140	25,492	8,288	10,489	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	16,529	12,639	347	255	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	134,817	132,937	66,746	68,647	36,850	37,155	-	-	-	-	-	-

(注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形・無形固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは、含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度 2019年度	157 167	167 198	- -	157 167
個別貸倒引当金	2018年度 2019年度	804 692	692 747	42 35	761 657
合計	2018年度 2019年度	961 860	860 945	42 35	918 824

● 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		2018年度	2019年度
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	目的使用		その他					
製造業	87	98	98	227	-	-	87	98	98	227	-	-
農業、林業	9	9	9	9	-	-	9	9	9	9	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	9	9	9	8	-	-	9	9	9	8	-	-
建設業	136	179	179	123	-	35	136	144	179	123	-	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	35	1	1	0	-	-	35	1	1	0	-	-
卸売業、小売業	260	185	185	186	36	-	223	185	185	186	-	20
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	68	72	72	57	-	-	68	72	72	57	-	18
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	51	43	43	38	-	-	51	43	43	38	-	-
飲食業	8	6	6	6	-	-	8	6	6	6	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	83	46	46	57	4	0	78	46	46	57	-	0
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	51	38	38	32	0	-	51	38	38	32	0	1
合計	804	692	692	747	42	35	761	657	692	747	0	41

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております

● リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	25,218	-	21,598
10%	-	12,523	-	11,953
20%	3,906	33,104	4,005	31,221
35%	-	6,447	-	5,943
50%	14,245	191	15,666	315
75%	-	14,984	-	15,389
100%	1,774	22,128	4,181	22,392
150%	-	21	-	25
250%	-	271	-	244
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	19,926	114,890	23,853	109,084

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ① 株式会社格付投資情報センター (R & I)
- ② 株式会社日本格付研究所 (J C R)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S & P)
- ⑤ フィッチ・レーティングスリミテッド (Fitch)

信用リスク削減手法に関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明と理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「事務取扱要領」及び「担保評価規定」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、適切な取扱いに努めております。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、上場株式等、保証として信用保証協会保証、一般社団法人しんきん保証基金保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		549	446	15,271	19,964	-	-
ソブリン向け		-	-	-	-	-	-
金融機関向け		-	-	-	-	-	-
法人等向け		80	80	1,468	1,112	-	-
中小企業等・個人向け		465	363	13,248	18,332	-	-
抵当権付住宅ローン		-	-	103	87	-	-
不動産取得等事業向け		-	-	250	238	-	-
3ヵ月以上延滞等		0	0	58	65	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

当金庫では、直接的な派生商品取引を行ってはおりませんが、投資信託の一部について、派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。投資信託については、「資金運用規程」「資金運用細則」で定めている保有限度額の範囲内で適正に管理しております。(投資信託等のファンド向け出資にかかるエクスポージャーについては、本誌52ページの「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項」をご覧ください。)

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として取引を行っております。

当該証券化取引にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

● 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

● 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

● 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の5つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ① 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ② 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- ⑤ フィッチ・レーティングスリミテッド (Fitch)

● 証券化取引

該当する取引はありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーには、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」「資金運用細則」及び「資産自己査定取扱規程」などに基いた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」、「資産自己査定取扱規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

● 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	722	—	712	—
合 計	722	—	712	—

(注) 投資信託等のファンドに含まれる出資等又は株式等エクスポージャーは除いております。

● 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売 却 益	4	—
売 却 損	4	10
償 却	0	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

● 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評 価 損 益	—	—

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評 価 損 益	—	—

金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。当金庫においては、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク（為替、株式リスク等）との関連性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しております。

具体的には、すべての金利感応度資産・負債を金利リスクの管理対象として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや有価証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議・検討するとともに、定期的に又は必要に応じて経営陣へ報告または付議するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

● 金利リスクの算定方法の概要

1. 開示告示に基づく銀行勘定の金利リスク (IRRBB) の定量的開示の対象となるΔEVE (注1) 及びΔNII (注2) 並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		ΔEVE		ΔNII	
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
1	上方パラレルシフト	4,028	4,312	—	18
2	下方パラレルシフト	0	0	—	0
3	スティープ化	3,272	3,540	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	4,028	4,312	—	18
		ホ		へ	
		2018年度末		2019年度末	
8	自己資本の額	7,235		7,364	

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル）及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関等は考慮しておりません。なお、重要性の観点（資産・負債の5%程度）より、当期末は金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを円通貨に集約して、金利リスクを算出しております。
- スプレッドに関する前提
割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。
- 内部モデルの使用等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト（ΔEVE/自己資本の額×100%）の結果は、監督上の基準値である20%を超過していますが、月次ベースで金利リスクを計測し、自己資本額と収益性及びリスクテイクを勘案し、適正に管理する体制としています。

(注) 1. 「金利リスクに関する事項」については、2019年2月18日金融庁告示第3号による改正を受け、2019年度末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、2019年度末のみ開示しております。
2. リスク量が負の値となった場合は、0と表示しております。

2. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

市場リスク管理では、銀行勘定の金利リスク、為替リスク、価格変動リスク及び市場信用リスクを統合VaR (注) により月次で計測し、取得したリスク量が年度毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。また、過去のストレス事象発生時の金利変動幅や100BPV（1%の金利上昇）による有価証券の金利リスクを計測し、自己資本比率に与える影響等をモニタリングしており、モニタリング結果については、定期的に経営陣へ報告しております。

(注) VaR計測の主な前提条件
分散共分散法、観測期間：1年間 信頼区間：99% 保有期間：120営業日

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーとは、出資の性質を有し、複数の資産及び取引を裏付けとする資産でリスク・ウェイトを直接に判定することができないエクスポージャー（投資信託等の所謂ファンド向け出資）が該当します。

投資信託等ファンド向け取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」「資金運用細則」で定めている保有限度額の範囲内で適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況については、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その時価状況等について適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,383	3,904
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

- (注) 1. ルック・スルー方式を適用するエクスポージャーとは、ファンドの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げる方式であります。
 2. マンドート方式を適用するエクスポージャーとは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式であります。
 3. 蓋然性方式を適用するエクスポージャーとは、保有するエクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下または400%以下である蓋然性が高いことを証明できる場合に、250%または400%のリスク・ウェイトを適用し、信用リスク・アセットを算出する方式であります。
 4. フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャーとは、上記1～4のいずれの方式も適用できない場合に1250%のリスク・ウェイトを適用し、信用リスク・アセットを算出する方式であります。

オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

事務リスク管理につきましては、当金庫「事務リスク管理要領」に基づき本部・営業店が一体となり、厳正な事務取扱要領の整備とその遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、更には牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスク管理につきましては、当金庫「システムリスク管理要領」、「サイバーセキュリティ管理要領」等に基づき、コンピュータシステムの安全性・信頼性を維持しています。また、万一業務遂行に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合は、緊急対策本部の指示のもと障害発生時の事務処理体制に入ることとなり、危機管理にも万全を期しております。

その他のリスクにつきましては、苦情相談部署の設置による苦情に対する適切な処理、厳正な個人情報管理態勢の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、お客様保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

オペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、ALM委員会にて定期的に協議・検討を行うとともに、定期的に、又は必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法につきましては、当金庫では基礎的手法を採用しております。

用語解説

● 自己資本関係

リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額のことをいいます。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）で算出された金額のことをいいます。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と、有価証券などの投資資産が該当します。
オペレーショナル・リスク	業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、コンピュータシステムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負う法務リスク等が含まれます。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセット算出方法の一つで、1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%で算出されます。
コア資本	金融機関の経営の安定度を測る指標の一つ。会員から受け入れた出資金と内部留保の合計額であり、返済の必要がない資本を指します。
コア資本に係る基礎項目	出資金、剰余金、一般貸倒引当金、及び負債性資本調達手段（劣後債・劣後ローン）や土地の再評価差額の45%相当額のうち経過措置により算入される額などから構成されます。負債性資本調達手段（劣後債・劣後ローン）や土地の再評価差額の45%相当額は、10年間の経過措置により段階的に算入不可となります。
コア資本に係る調整項目	無形固定資産、繰延税金資産（一時差異以外に係るもの）、前払年金費用、その他調整項目のうちそれぞれの基準を超過する額などから構成されます。
繰延税金資産	金融機関が不良債権処理等に伴って支払った税金が、将来還付されることを想定して自己資本に算入する資産のことを指します。

● 信用リスク関係

信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、損失を受けるリスクのことです。
クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続等を明示したものを指します。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標で、自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合的な管理のことをいい、主に金融機関において活用されているリスク管理手法です。
適格格付機関	バーゼルIIIにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、使用することができる格付を付与する格付機関のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。
信用リスク削減手法	抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

●市場リスク関係

市場リスク	金利、為替、株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。
派生商品取引 (デリバティブ取引)	有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される金融商品を指します。先物、先渡し、スワップ、オプション等の取引が該当します。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付に証券として組替え、第三者に売却して流動化する資産のことを指します。
オリジネーター	原資産の所有者のことを指します。
V a R	Value at Risk（バリュー・アット・リスク） 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内でポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出した値です。

●金利リスク関係

金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産・負債の価値あるいは収益が変動するリスクをいいます。
I R R B B	Interest Rate Risk in the Banking Book 2019年3月末より導入された新たな銀行勘定の金利リスクのことで、金利ショックシナリオに基づく2種類の金利リスク（ Δ EVE、 Δ NII）算出が求められております。
金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、IRRBBにおいては、円については100BPVの平行シフト等、通貨毎にショック幅が定められております。
Δ E V E	Δ Economic Value of Equity IRRBBのうち、金利ショックに対する当該金融資産・負債の経済的価値の減少額をいいます。
Δ N I I	Δ Net Interest Income IRRBBのうち、金利ショックが基準日から12カ月間の金利収益（受取利息と支払利息の差）に与える影響額をいいます。



4 数字で見る「あきしん」 (資料編)

貸借対照表	56
損益計算書	60
剰余金処分計算書	61
直近の5事業年度における主要な事業の状況	61
直近の2事業年度における主要な事業の状況	62



貸借対照表

資 産	2019年3月末	2020年3月末
現金	2,780	2,267
預け金	24,771	21,168
買入金銭債権	343	499
有価証券	41,508	40,701
国 債	2,054	1,268
地 方 債	5,304	5,098
社 債	19,874	18,186
株 式	20	20
そ の 他 の 証 券	14,254	16,127
貸出金	66,582	68,395
割 引 手 形 付 当	268	320
手 形 貸 付 証 書	3,493	3,354
証 書 貸 付 座	53,941	56,141
座 貸 付 越 越	8,878	8,578
その他資産	877	880
未 決 済 為 替 貸 出 金	17	10
信 金 中 金 出 資 金	627	627
前 払 費 用	0	—
未 収 取 益	147	142
そ の 他 の 資 産	84	101
有形固定資産	2,213	2,119
建 物	1,244	1,181
土 地	771	766
リ ー ス 資 産	34	23
建 設 仮 勘 定	—	—
その他の有形固定資産	163	148
無形固定資産	15	15
ソ フ ト ウ ェ ア	0	—
その他の無形固定資産	15	15
繰延税金資産	—	265
債務保証見返	113	205
貸倒引当金 (個別貸倒引当金)	△ 860 (△ 692)	△ 945 (△ 747)
保証金引当金	△ 10	△ 10
合 計	138,335	135,562

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。

(1) 売買目的有価証券

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	該当ありません

(単位：百万円)

負債及び純資産	2019年3月末	2020年3月末
預金積金	128,020	126,574
当 座 預 金	1,892	1,459
普 通 預 金	41,910	41,948
貯 蓄 預 金	348	361
通 知 預 金	530	802
定 期 預 金	78,980	77,221
定 期 積 立 金	3,980	4,208
そ の 他 の 預 金	377	573
借入金	1,000	900
その他負債	372	322
未 決 済 為 替 借 入 金	25	14
未 給 付 補 填 備 用 金	178	162
未 払 法 人 税 等	3	2
未 収 受 取 益	4	4
未 払 戻 金	10	4
職 員 一 人 預 り 債 務	42	40
そ の 他 の 負 債	34	23
	44	38
賞与引当金	42	42
役員賞与引当金	7	6
退職給付引当金	487	462
役員退職慰労引当金	115	109
睡眠預金払戻損失引当金	37	46
偶発損失引当金	36	34
繰延税金負債	42	—
債務保証	113	205
負債の部合計	130,276	128,704
(純資産の部)		
普通出資金	1,212	1,210
利益剰余金	5,934	6,016
利益準備金	1,207	1,212
その他利益剰余金	4,726	4,803
特別積立金	4,430	4,530
(うち特別積立金)	(3,170)	(3,260)
(うち経営基盤強化積立金)	(1,260)	(1,270)
当期末処分剰余金	296	273
(うち当期純利益)	(165)	(117)
会員勘定合計	7,146	7,226
その他有価証券評価差額金	913	△ 369
純資産の部合計	8,059	6,857
合 計	138,335	135,562

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	200	206	6
	小 計	200	206	6
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		200	206	6

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	21,342	20,812	530
	国 債	1,268	1,203	64
	地 方 債	4,736	4,606	130
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	15,338	15,002	335
	そ の 他	6,517	6,121	396
	小 計	27,860	26,933	926
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	3,209	3,257	△ 47
	国 債	—	—	—
	地 方 債	361	364	△ 2
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	2,848	2,892	△ 44
	そ の 他	9,347	10,587	△ 1,239
	小 計	12,557	13,844	△ 1,286
合 計		40,418	40,778	△ 360

- 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

- 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	2,014	109	—
国 債	767	62	—
地 方 債	314	14	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	932	32	—
そ の 他	665	65	—
合 計	2,679	174	—

- 売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、時価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理はありません。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 24年～50年
その他有形固定資産 3年～ 6年
2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存簿価については、零としております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合企画部（資産査定統括部署）が査定結果を統括しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は129百万円であります。

- 貸出金のうち、破綻先債権額は97百万円、延滞債権額は2,469百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金であります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金であります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,603百万円あります。

なお、10. から13. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるために、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（2015年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次の通りであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2019年3月31日現在）

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2019年3月分）

0.1263%

③上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金23百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

17. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

18. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

19. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

20. 保証金引当金は、保証金に対する損失に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

21. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によって行っております。

22. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 91百万円

23. 有形固定資産の減価償却累計額 2,097百万円

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は320百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 定期預け金 1,000百万円

担保資産に対応する債務 借入金 900百万円

上記のほか、為替決済及び日銀蔵入代理店等の取引として、定期預け金3,000百万円、有価証券50百万円を差入れております。

26. 出資1口当たりの純資産額 283円21銭

企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(2013年9月13日企業会計基準委員会)に準じて算出しております。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,396百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが7,761百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注1)	48百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	242百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	126百万円
減価償却額損金算入限度額超過額	31百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	11百万円
その他	141百万円
繰延税金資産小計	602百万円
繰延税金負債	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△337百万円
評価性引当額小計	△337百万円
繰延税金資産合計	265百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	265百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2020年3月31日)		(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	—	6	4	—	0	37	48
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	6	4	—	0	37	(*2) 48

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金48百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を全額計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会、常務会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、銀行勘定(「貸出金」、「預金積金」、「有価証券」、及び「その他の資産」)の金利リスク、為替リスク、価格変動リスク及び市場信用リスクについては、VaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク許容枠の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99.0%、観測期間1年)により算出しております。2020年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,804百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

30. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	21,168	21,586	417
(2) 買入金銭債権	499	502	2
(3) 有価証券	40,618	40,624	6
満期保有目的の債券	200	206	6
その他有価証券	40,418	40,418	—
(4) 貸出金(*1)	68,395		
貸倒引当金(*2)	△945		
	67,450	69,279	1,828
金融資産計	129,736	131,991	2,255
(1) 預金積金(*1)	126,574	126,674	100
(2) 借入金(*1)	900	912	12
金融負債計	127,474	127,587	113

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(1) 金融商品の時価等の算定方法

① 金融資産

(i) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレート(市場金利である円LIBOR、スワップ金利のスポットレート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(ii) 買入金銭債権

買入金銭債権は、市場価格に準じるものとして、合理的に算定した取引金融機関から提示された価格によっております。

(iii) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については上記2.に記載しております。

(iv) 貸出金

貸出金は、以下のa~cの合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

a. 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

b. a以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

c. a以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート(市場金利である円LIBOR、スワップ金利のスポットレート)で割り引いた価額

② 金融負債

(i) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

その割引率は、リスクフリーレート(市場金利である円LIBOR、スワップ金利のスポットレート)を用いております。

なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(ii) 借入金

借入金は、固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレート(市場金利である円LIBOR、スワップ金利のスポットレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	20
その他の証券(あきた創業サポートファンド出資金)(*1)	62
合計	83

(*1) 非上場株式及びその他の証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について、69千円減損処理を行っております。

(3) 金融商品の償還・返済予定額

① 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	16,493	—	675	4,000
買入金銭債権	87	294	117	—
有価証券	4,284	14,648	8,894	10,763
満期保有目的の債券	—	100	100	—
その他有価証券のうち満期があるもの	4,284	14,548	8,794	10,763
貸出金(*2)	12,064	19,057	14,214	13,971
合計	32,928	33,999	23,900	28,734

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

② 金銭債務の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	119,579	6,872	84	37
借入金	100	400	400	—
合計	119,679	7,272	484	37

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

損益計算書

科 目	2018年度	2019年度
経常収益	2,184,421	2,324,089
資金運用収益	1,896,512	1,875,004
貸出金利息	1,368,833	1,318,472
預け金利息	54,398	49,264
有価証券利息配当金	456,564	488,960
その他の受入利息	16,716	18,307
役務取引等収益	105,416	107,287
受入為替手数料	54,707	53,804
その他の役務収益	50,709	53,482
その他業務収益	67,822	336,866
外国為替売買益	188	110
国債等債券売却益	59,673	174,517
国債等債券償還益	-	150,000
その他の業務収益	7,960	12,238
その他経常収益	114,669	4,931
貸倒引当金戻入益	58,861	-
償却債権取立益	3,854	2,326
株式等売却	-	-
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	51,953	2,604
経常費用	1,979,288	2,155,700
資金調達費用	93,629	60,945
預金利息	91,538	58,377
給付補填備金繰入額	1,718	902
借入金利息	164	1,449
その他の支払利息	208	215
役務取引等費用	297,397	298,387
支払為替手数料	19,794	19,744
その他の役務費用	277,603	278,642
その他業務費用	15,680	17,510
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	12,845	10,370
国債等債券償還損	2,615	6,873
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	219	266
経費	1,548,160	1,537,862
人件費	923,062	913,969
物件費	599,306	599,338
税金	25,790	24,555
その他経常費用	24,420	240,994
貸倒引当金繰入額	-	120,544
貸出金償却	158	41,671
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	69
その他資産償却	0	-
その他の経常費用	24,261	78,708
経常利益	205,132	168,389

(単位：千円)

科 目	2018年度	2019年度
特別利益	7,548	999
固定資産処分益	7,548	999
その他の特別利益	-	-
特別損失	17,861	14,271
固定資産処分損	0	265
減損損失	17,861	14,005
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	194,820	155,117
法人税、住民税及び事業税	4,897	4,897
法人税等調整額	23,937	32,313
当期純利益	165,985	117,907
繰越金(当期首残高)	130,940	155,679
目的積立金取崩額	-	-
当期末処分剰余金	296,925	273,587

▶ 損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 4円86銭
- その他の業務収益
 - 回信配当金 5,945千円
 - 出向負担金戻り 2,640千円
 - 年度時効配当金 1,426千円
 - 障害者雇用調整金 1,053千円
 - 修繕保険金 117千円
 - その他一括 1,056千円
- その他の業務費用
 - 出資金・配当金支払 265千円
 - その他一括 1千円
- その他の経常収益
 - 偶発損失引当金戻入益 2,052千円
 - 保証金引当金戻入益 240千円
 - 睡眠預金雑益繰入分 107千円
 - その他一括 204千円
- その他の経常費用
 - 責任共有制度に係る負担金の未払費用 54,388千円
 - 睡眠預金雑益繰入分支払 15,357千円
 - 睡眠預金引当金繰入額 8,958千円
 - その他一括 5千円
- 当期において、以下の資産について、減損損失を計上しております。

(単位：千円)

地域	主な用途	種類	減損損失
潟上市	営業用店舗	事業用土地	5,829
		事業用建物	7,738
男鹿市	遊休土地	その他有形固定資産	375
秋田市	遊休土地	その他有形固定資産	61
合計			14,005

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産をグルーピングの最小単位としております。本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。

営業店損益キャッシュ・フローの減少及び地価の下落等により資産グループ3カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額14,005千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、正味売却価額(不動産鑑定士の鑑定評価に基づく鑑定価額)と使用価値(割引率0.314%)のいずれか高い金額としております。以上

剰余金処分計算書

科 目	2018年度	2019年度
当期末処分剰余金	296,925,975	273,587,036
繰越金(当期首残高)	130,940,020	155,679,509
当期純利益	165,985,955	117,907,527
利益準備金取崩額	-	1,820,500
これを次の通り処分します。	(単位：円)	
剰余金処分額	141,246,466	124,029,495
利益準備金	5,389,000	-
配当金	(3%) 35,857,466	(2%) 24,029,495
特別積立金	100,000,000	100,000,000
(特別積立金)	(90,000,000)	(90,000,000)
(経営基盤強化積立金)	(10,000,000)	(10,000,000)
繰越金(当期末残高)	155,679,509	151,378,041

(単位：円)

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適切性・有効性等を確認しております。

2020年6月27日

秋田信用金庫

理事長 平野敬悦

会計監査人による監査

2020年6月26日開催の第71回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、越山公認会計士事務所 公認会計士 越山薫氏の監査を受けております。

直近の5事業年度における主要な事業の状況

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益(千円)	2,395,917	2,271,437	2,303,167	2,184,421	2,324,089
経常利益(千円)	266,153	186,735	251,800	205,132	168,389
当期純利益(千円)	259,085	420,005	236,226	165,985	117,907
出資金総額(百万円)	1,207	1,203	1,207	1,212	1,210
出資総口数(百万口)	24	24	24	24	24
総資産額(百万円)	138,621	135,727	134,763	138,335	135,562
純資産額(百万円)	7,700	7,608	7,833	8,059	6,857
預金積金残高(百万円)	129,152	126,839	125,656	128,020	126,574
貸出金残高(百万円)	64,627	66,184	67,406	66,582	68,395
有価証券残高(百万円)	41,421	41,493	41,511	41,508	40,701
単体自己資本比率(%)	12.83	12.56	12.82	12.82	12.46
出資配当金(1口当り円)	1.5	1.5	1.5	1.5	1
役員数(人)	12	12	13	12	12
うち常勤役員数(人)	7	7	8	7	7
職員数(人)	157	158	156	157	153
会員数(人)	24,742	24,567	24,328	24,100	23,823

(注) 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく金融庁告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

直近の2事業年度における事業の状況

主要な業務の状況を示す指標

▶ 業務粗利益

(単位：千円)

	2018年度	2019年度
資金運用収益	1,896,512	1,875,004
資金調達費用	93,629	60,945
資金運用収支	1,802,883	1,814,059
役員取引等収益	105,416	107,287
役員取引等費用	297,397	298,387
役員取引等収支	△ 191,981	△ 191,100
その他業務収益	67,822	336,866
その他業務費用	15,680	17,510
その他業務収支	52,142	319,356
業務粗利益	1,663,044	1,942,315
業務粗利益率	1.26%	1.47%

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して算出されますが、2018年度、2019年度とも金銭の信託運用見合費用の計上はありません。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 業務純益

(単位：千円)

	2018年度	2019年度
業務純益		395,575
実質業務純益		426,246
コア業務純益		118,973
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)		91,228

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(2019年9月13日)による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみ開示しております。

▶ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	2018年度			2019年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	131,089	1,896	1.44%	131,984	1,875	1.42%
うち貸出金	64,112	1,368	2.13%	63,919	1,318	2.06%
うち預け金	25,407	54	0.21%	26,691	49	0.18%
うち有価証券	40,736	456	1.12%	40,241	488	1.21%
資金調達勘定	127,383	93	0.07%	128,222	60	0.04%
うち預金積金	127,231	93	0.07%	127,215	59	0.04%
うち借入金	109	0	0.15%	963	1	0.15%

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2018年度136百万円、2019年度114百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息(2018年度、2019年度とも該当ありません)をそれぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 3,376	△ 55,542	△ 58,919	△ 3,140	△ 18,367	△ 21,508
うち貸出金	△ 8,709	△ 45,553	△ 54,261	△ 4,082	△ 46,279	△ 50,361
うち預け金	119	△ 2,269	△ 2,150	2,893	△ 8,027	△ 5,134
うち有価証券	2,873	△ 6,426	△ 3,553	△ 5,420	37,817	32,396
うちその他	2,341	△ 1,295	1,045	3,469	△ 1,878	1,590
支払利息	296	△ 3,917	△ 3,620	1,279	△ 33,963	△ 32,684
うち預金積金	85	△ 3,879	△ 3,793	△ 11	△ 33,965	△ 33,976
うち借入金	203	△ 39	164	1,284	1	1,285
うちその他	7	0	8	6	0	6

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、増減割合に応じて按分する方法にて算出しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 利 鞘

(単位：%)

	2018年度	2019年度
資金運用利回	1.44	1.42
資金調達原価率	1.27	1.22
総資金利鞘	0.17	0.20

▶ 利 益 率

(単位：%)

	2018年度	2019年度
総資産経常利益率	0.15	0.12
総資産当期純利益率	0.12	0.08

$$(注) \text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

預金に関する指標

▶ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
流動性預金	40,533	42,418
うち有利息預金	35,480	37,556
定期性預金	86,462	84,563
うち固定自由金利定期預金	82,166	80,508
うち変動自由金利定期預金	0	0
その他	234	232
計	127,231	127,215
譲渡性預金	—	—
合計	127,231	127,215

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
変動自由金利定期預金：預金期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金
3. その他＝別段預金＋納税準備金

▶ 定期預金残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
固定金利定期預金	78,971	77,212
変動金利定期預金	0	0
その他	8	8
定期預金残高	78,980	77,221

貸出金等に関する指標

▶ 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
手形貸付	2,966	2,964
証書貸付	54,425	53,903
当座貸越	6,455	6,762
割引手形	265	288
合計	64,112	63,919

- (注) 国際業務部門の取扱いはありません。

▶ 金利区分別残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
変動金利	22,825	22,128
固定金利	43,757	46,267
合計	66,582	68,395

▶ 使途別残高

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	12,471	18.7%	13,300	19.4%
運転資金	30,694	46.1%	32,130	47.0%
消費資金	8,296	12.5%	8,387	12.3%
住宅資金	15,120	22.7%	14,576	21.3%
合計	66,582	100.0%	68,395	100.0%

▶ 預貸率(貸出金の預金に対する比率)

(単位：%)

	2018年度	2019年度
期末預貸率	52.00%	54.03%
期中平均預貸率	50.39%	50.24%

- (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国際業務部門の取扱いはありません。

▶ 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	157	—	157	167
	2019年度	167	—	167	198
個別貸倒引当金	2018年度	804	42	761	692
	2019年度	692	747	35	657
合計	2018年度	961	42	918	860
	2019年度	860	945	35	824

▶ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	540	442
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	5,567	5,180
その他	—	—
計	6,107	5,622
信用保証協会・信用保険	17,028	16,819
保証	12,827	12,206
信用	30,619	33,746
合計	66,582	68,395

▶ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	8	3
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	45	145
その他	—	—
計	53	149
信用保証協会・信用保険	5	4
保証	—	—
信用	55	51
合計	113	205

▶ 貸出金償却

(単位：千円)

2018年度	158
2019年度	41,671

▶ 貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

	2018年度			2019年度		
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比
製造業	111	2,531	3.8%	109	3,181	4.6%
農業、林業	12	91	0.1%	12	86	0.1%
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	1	20	0.0%	1	18	0.0%
建設業	411	6,408	9.6%	412	6,349	9.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	15	2,335	3.5%	16	3,145	4.5%
情報通信業	4	27	0.0%	4	29	0.0%
運輸業、郵便業	28	1,673	2.5%	28	1,773	2.5%
卸売業、小売業	336	6,276	9.4%	341	5,902	8.6%
金融業、保険業	12	7,538	11.3%	14	8,537	12.4%
不動産業	73	2,030	3.0%	68	2,453	3.5%
物品賃貸業	4	78	0.1%	6	126	0.1%
学術研究、専門・技術サービス業	13	85	0.1%	13	108	0.1%
宿泊業	7	498	0.7%	6	172	0.2%
飲食業	102	592	0.8%	102	618	0.9%
生活関連サービス業、娯楽業	39	399	0.5%	43	334	0.4%
教育、学習支援業	8	414	0.6%	8	374	0.5%
医療、福祉	49	3,773	5.6%	42	2,774	4.0%
その他のサービス	211	3,112	4.6%	210	3,161	4.6%
小計	1,436	37,886	56.9%	1,435	39,146	57.2%
地方公共団体	6	5,011	7.5%	6	5,911	8.6%
個人	8,193	23,684	35.5%	8,214	23,336	34.1%
合計	9,635	66,582	100.0%	9,655	68,395	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券に関する指標

▶ 商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

▶ 預証率（有価証券の預金に対する比率）

(単位：%)

	2018年度	2019年度
期末預証率	32.42%	32.15%
期中平均預証率	32.01%	31.63%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	2018年度							2019年度								
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	721	623	—	—	708	—	2,054	101	713	103	—	—	349	—	1,268
地方債	48	399	3,029	606	727	493	—	5,304	348	952	2,351	399	815	231	—	5,098
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	120	162	1,645	131	91	—	—	2,152	81	776	1,010	75	77	—	—	2,020
公社公債	154	531	1,144	196	426	366	—	2,820	157	1,244	304	404	192	356	—	2,660
金融債	400	200	—	—	—	—	—	601	200	—	—	—	—	—	—	200
事業債	1,305	3,755	3,604	1,959	1,420	2,254	—	14,300	2,812	3,252	2,347	807	1,303	2,782	—	13,304
株式	—	—	—	—	—	—	20	20	—	—	—	—	—	—	20	20
外国証券	800	1,318	406	406	2,555	5,160	509	11,156	601	803	703	698	2,927	6,237	985	12,956
投資信託	202	207	93	561	512	—	1,448	3,025	—	45	256	805	307	—	1,694	3,108
その他の証券	—	—	72	—	—	—	—	72	—	—	62	—	—	—	—	62

▶ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 売買目的有価証券 該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	300	310	10	200	206	6
小計	300	310	10	200	206	6	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	
合計	300	310	10	200	206	6	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等様式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、下記「5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しております。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	26,933	26,068	864	21,342	20,812	530
	国債	2,054	1,908	145	1,268	1,203	64
	地方債	5,304	5,117	186	4,736	4,606	130
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	19,574	19,042	532	15,338	15,002	335
	その他	8,784	8,232	551	6,517	6,121	396
小計	35,717	34,301	1,416	27,860	26,933	926	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	299	300	△ 0	3,209	3,257	△ 47
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	361	364	△ 2
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	299	300	△ 0	2,848	2,892	△ 44
	その他	5,097	5,250	△ 153	9,347	10,587	△ 1,239
小計	5,396	5,550	△ 153	12,557	13,844	△ 1,286	
合計	41,114	39,852	1,262	40,418	40,778	△ 360	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
子会社・子法人等株式	—	—
非上場株式	20	20
その他の証券	72	62
合計	93	83

▶ 金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託 該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
3. その他の金銭の信託 該当ありません。

▶ 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引）

該当ありません。

信用金庫法第89条において準用する
銀行法第21条に基づく

各項目は以下のページに記載しています。

単体開示項目（信用金庫法施行規則第132条）

事業の組織	17
理事・監事の氏名及び役職名	17
事務所の名称及び所在地	18
主要な事業の内容	20
直近の事業年度における事業の概況	22
直近の5事業年度における主要な事業の状況	
◆経常収益	61
◆経常利益	61
◆当期純利益	61
◆出資総額及び出資総口数	61
◆純資産額	61
◆総資産額	61
◆預金積金残高	61
◆貸出金残高	61
◆有価証券残高	61
◆単体自己資本比率	61
◆出資に対する配当金	61
◆職員数	61
直近の2事業年度における事業の状況	
◆業務粗利益及び業務粗利益率	62
◆資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	62
◆資金運用動定並びに資金調達動定の平均残高、 利息、利回り	62
◆資金利鞘	62
◆受取利息及び支払利息の増減	62
◆総資産経常利益率	62
◆総資産当期純利益率	62
◆流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	63
◆固定金定期預金、変動金定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	63
◆手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	63
◆固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	63
◆担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	63
◆使途別の貸出金残高	63
◆業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	64
◆預貸率の期末値及び期中平均値	63
◆商品有価証券の期末残高・平均残高	64
◆有価証券の種類別の平均残高	64
◆有価証券の残存期間別残高	64
◆預証率の期末値及び期中平均値	64
◆リスク管理の体制	29～30
◆法令遵守の体制	30
◆金融ADR制度への対応	31～32
◆報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に 重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	33
直近の2事業年度における財産の状況	
◆貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	56～61
◆破綻先債権に該当する貸出金	34
◆延滞債権に該当する貸出金	34
◆3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	34
◆貸出条件緩和債権に該当する貸出金	34
◆有価証券の時価等及び評価損益	65
◆金銭の信託の時価等及び評価損益	65
◆デリバティブ取引等の時価等及び評価損益	65
◆貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	63
◆貸出金償却の額	63

開示項目

単体開示項目（信用金庫法施行規則第132条）

金融再生法開示債権及び保全状況	35
自己資本の充実の状況について 金融庁長官が別に定める事項	
自己資本の構成に関する事項	44
自己資本の充実度に関する事項	45
信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	
◆信用リスクに関するエクスポージャー及び 主な種類別の期末残高	46
◆一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び 期中の増減額	47
◆業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	47
◆リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	47
信用リスク削減手法に関する事項	48
証券化エクスポージャーに関する事項	49
出資等エクスポージャーに関する事項	50
金利リスクに関する事項	51
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	52
オペレーショナル・リスクに関する事項	52
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	48

任意開示項目

秋田信用金庫と地域社会	2～3
地域密着型金融の取組み	4～6
金融仲介機能のベンチマーク	7～9
あきしんこの1年	10～14
経営理念、沿革	16
信金中央金庫	21
業況および諸比率の推移	23
総代会について	24～27
モニター会議について	28
営業のご案内	36～42

